平成24年２月

鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた

再編整備実施計画

鹿児島県警察

～　目　次　～

第１　再編整備実施計画の策定に至る経緯等
　１　地域警察の体制強化の検討に至った背景
　２　基本方針の策定
　３　具体案の取りまとめ

第２　地域警察の体制強化に向けた再編整備の具体的内容
　１　交番・駐在所等の新設，統合及び廃止計画
　２　管轄区域の見直し計画
　３　人員・装備資機材の配置見直し計画

第３　地域警察の強化に向けた総合的な取組
　１　交番・駐在所の廃止に伴う住民不安の解消
　２　地域警察官の資質の向上
　３　地域における警戒警備力の向上

第４　地域警察体制の不断の見直し

第１　再編整備実施計画の策定に至る経緯等

１　地域警察の体制強化の検討に至った背景

これまで本県警察では，犯罪発生件数が増加するなど治安水準が著しく低下し，治安の「分水嶺」にあるといわれた平成15年以降，治安回復に向けて，「『あんしん・かごしま』創造プログラム」（注１）や「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」（注２）を策定するなどして，人的基盤の強化や組織の活性化，業務の合理化などを図ってきたところです。

その結果，刑法犯認知件数の減少など，治安の改善が数字として表れ，治安は回復基調にあるといえる状態に至っています。

しかし，この間も社会情勢や治安情勢は大きく変化し，県民が警察に求める要望やその業務も多種・多様化しています。

一方，現在の本県警察における地域警察の体制は，昭和40年代の治安情勢や機動力・通信網・交通アクセス等が十分に整備されていない時代をベースに構築されたものであり，県内に配置された交番・駐在所の位置や数も昭和50年代からほぼ変わっていない状態にあります。

そこで，地域警察の持つ機能が有効に発揮されているかなどについて点検したところ，現下の体制は，昼間の勤務を主体とした駐在所や勤務員数の少ない交番が多く，夜間や休日の体制が弱いことや，事件・事故への迅速な対応が困難であることなど様々な問題が抽出されたため，限られた警察力の中で将来にわたってより質の高い安全を県民の皆様に提供し，安心して暮らせる地域社会を実現するためには，地域警察の再編整備により，県下全域的に，その体制強化を図る必要があると判断し，検討を開始いたしました。

注１：　鹿児島県警察が，危機的な状況にあった治安を一刻も早く回復させ，県民の治安に対する不安を解消するために，平成17年以降，毎年策定して取り組んでいる。
　平成24年は，「新『あんしん・かごしま』創造プログラム～日本一安全で安心な鹿児島を実現するための行動計画～」と題し，「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」，「交通死亡事故の抑止・飲酒事故の根絶」，「悪質犯罪の徹底検挙」などの「８つの基本の柱」と，この「基本の柱」ごとに推進する重点施策を「具体的な行動」として示し，「日本一安全で安心な鹿児島」を実現するため，職員一丸となって推進することとしている。鹿児島県警察のホームページにおいて閲覧できる。

注２：　真に精強な第一線警察を構築し，県民に「安全」と「安心」を提供するため，鹿児島県警察が重点的に取り組むべき施策により構成されている。
　平成21年10月に見直され「新総合プラン」と改称し，現在，「人事配置・運用」，「教養」，「装備資機材の整備等」，「士気高揚方策等」，「地域警察活動」，「初動警察強化」に関する42の施策に取り組んでいる。

２　基本方針の策定

再編整備の実施に向けては，その基本方針を定めた上で，この基本方針に基づく検討を行い，具体案を取りまとめていくこととしました。

(1)　「鹿児島県警察における地域警察の体制強化を考える懇話会」の設置

再編整備の基本方針を定めるに当たっては，県民の意見を反映させることが肝要であるとの考えから，警察本部長の諮問機関として，平成22年５月に，部外有識者７人による「鹿児島県警察における地域警察の体制強化を考える懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置して，４回にわたる審議のほか，交番や駐在所の視察を行い，平成22年10月に，「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた提言書」（以下「提言書」という。）を提出していただきました。

提言書では，地域警察の体制強化を目指すに当たり，

○　社会情勢への的確な対応

○　県民の要望等への積極的な対応

○　事件・事故への積極的な対応

の３点の方向性を示した上で，「地域における交番・駐在所の在り方」，「再編整備による体制強化の必要性」，「開かれた地域警察を目指した施設の整備」などについての意見が取りまとめられています。

(2)　県民意見の募集

懇話会から受領した「提言書」の趣旨を踏まえて，再編整備の基本方針を「鹿児島県警察における再編整備基本計画(案)」（以下「基本計画(案)という。」）として成案化し，鹿児島県警察のホームページに掲載して，平成22年12月15日から平成23年１月５日までの間，同ホームページ上において基本計画(案)に対する意見を募集したところ，

◇　都市化や高齢化，交通アクセスなどの地域性を踏まえた再配置や用地確保に努めてもらいたい。

◇　時代の変化や実態に合った交番・駐在所の配置により，通報に迅速に対応してもらいたい。

◇　今回の再編では，結果的に穴の多い体制となり，夜間の巡回が今まで以上に手薄になるのではないか。

などの意見が寄せられました。

(3)　「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備基本計画」の決定

以上のように，懇話会からの提言書や基本計画(案)に対する意見を踏まえ，平成23年２月に，再編整備の基本方針となる「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向け

た再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の決定に至っています。

この基本計画においては，

○　夜間体制の強化

住民生活や警察事象の夜間化が進行する地域においては，夜間パトロールの強化など，より強固な24時間警戒体制の確立と警察事象への迅速かつ的確な対応が常時可能となる体制の構築

○　交番機能の強化

単一施設における巡回連絡やパトロールなど所外活動実施時等による不在状態の解消，防犯ボランティア団体等への活動支援，地域行事への積極的参加など，きめの細かい地域密着型の多角的な活動の推進

コミュニティスペースや相談室，来訪者用トイレの設置など，県民が立ち寄りやすく，地域警察官をより身近に感じられるような施設の整備

○　有事即応体制の強化

事件・事故が発生した場所への多数の警察官の急行や複数の発生場所への同時急行などのほか，緊急配備（注３）を要する事件・事故が発生した際は，多くの検問ポイントに，いち早く警察官を配備できるような体制の構築

を柱として，

◎　交番・駐在所の新設，統合及び廃止

県民生活や警察事象の夜間化の進行する地域を管轄する駐在所，交番機能が有効に発揮されにくい勤務員の少ない交番，都市化の進展が著しく警察事象の増大する交番等について，隣接施設との統廃合等による配置見直し

◎　交番・駐在所の管轄区域の見直し

交番や駐在所が管轄する地域の人口・世帯数，事件・事故の発生状況，行政区・学校区との整合性など地域の持つ実情や特性に適応するような管轄区域の見直し

◎　人員・装備資機材の配置見直し

人口・世帯数，事件・事故の発生状況など各交番・駐在所等の管轄する地域の警察事象等とのバランスに配意して，地域ごとの地域警察官による警察力に格差が生じないような人員配置の見直し

自動車警ら班(注４)の増員などによる警戒警備力の向上や交番・駐在所に配置されたミニパトやバイクが取り扱う警察事象等に応じた配置数となるような見直し

を実施することとしたほか，再編整備の実施に当たっては，様々な地域の持つ特性が損なわれないような管轄区域の設定や地域住民に対する十分な説明を行い，その理解が得られるよう努めることとしました。

また，再編整備による体制強化に併せ，地域警察力の強化に向けた総合的な取組として，

○　地域警察官の資質の向上

再編整備により強化された地域警察の体制の下，その機能が最大限に発揮されるよう，引き続き，現場執行力の向上に向けた教養や実戦的訓練などを推進し，地域警察官の資質の向上に努める。

○　地域における警戒警備力の向上

再編整備による地域警察の体制強化と併せ，業務の合理化等によるパトロール等所外活動時間の確保，県民の安心感の醸成に向けた目に見える活動の強化及び無線などの通信指令機能やパトカーなどの機動力を生かした事件・事故への即時対応など，今まで以上に地域警察による治安維持機能が発揮されるような施策を推進し，地域における警戒警備力の向上に努める。

○　地域住民との親和性の向上

地域警察にとって，地域住民との良好な関係を保持することは，最も重要な任務の一つであることから

・　地域の会合や行事等への参加
・　防犯ボランティア団体等との合同パトロール
・　主要交差点や幹線道路，子どもの通学路等での警戒活動

など，地域住民の「目に見える」活動や，地域住民と「触れ合える」活動を強化して取り組むとともに，関係自治体や関係機関・団体等との連携を強め，地域における連帯感の向上や絆(きずな)の強化に努める。

こととしました。

注３：　凶悪犯罪などの重要犯罪や誘拐・ハイジャックなどの特異事案が発生した際に，犯人の迅速な検挙と被害拡大の防止を目的として，多数の警察官を一時的に集中動員して検問等を行う警察活動

注４：　警察署の地域課に置かれ，所属する警察署の管轄区域内において，警ら用無線自動車(パトカー)により，事件・事故への即応，犯罪の予防検挙，交通の指導取締り及び危険の防止など機動力を活用した活動を行う。交替(24時間)制の地域警察官によって運用される。

３　具体案の取りまとめ

(1)　基本計画に基づく具体案の検討

平成23年２月に策定した「基本計画」に基づき，それぞれの地域ごとの人口・世帯数，事件・事故の発生状況等の精査を行うとともに，住民等の意向を含めた地域特性の把握に努め，各交番・駐在所間の距離や再編後に担当することとなる地域などについて総合的に検討し，その結果を各警察署ごとに再編整備の具体案を「素案」として取りまとめました。

また，鹿児島県は多くの有人離島を有しており，管轄警察署や警察本部等からすぐに駆けつけられないといった地理的特性等を踏まえ，各離島ごとにおいて必要と考える地域警察官数や県下全体との配置バランスなどを勘案しながら検討を行いました。

(2)　素案に基づく住民説明

「基本計画」において，「再編整備実施時の留意事項」として，再編整備の実施に当たっては，県民の不安や混乱を招かないよう，十分な説明を行い，その理解を得るよう努めることとしていることから，平成23年10月から，再編整備を実施する地域の関係機関・団体，自治会の役員など地域の代表者を始め住民の方々に対して，「素案」に基づく説明を幅広く進めてきました。

この住民説明は，平成24年１月末までに，県下で約300回の説明会を開催するなど，延べ約7,500人に対して行い，再編整備に対する理解を求めてきたところです。

また，この住民等に対する説明については，全体として多くの方に賛同，あるいは納得していただいたものと認識しています。

(3)　実施計画の決定

以上の過程を踏まえ，この「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備実施計画」の策定に至っています。

第２　地域警察の体制強化に向けた再編整備の具体的内容

１　交番・駐在所等の新設，統合及び廃止計画

(1)　各警察署ごとの計画

各警察署ごとの計画内容は次のとおりです。

【　鹿児島中央署　】

○　平成25年３月をめどに，東桜島駐在所と西桜島駐在所を廃止して桜島駐在所に統合し，これらの管轄地域における桜島の防災対策や高齢者世帯への訪問など地域実態に即した活動の強化を図ります。

○　平成31年３月までの実施を目標に，上荒田交番と下荒田交番を廃止・統合して「荒田交番(仮称)」を新設し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備と，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成31年３月までの実施を目標に，老朽化・狭あい化の進む吉野交番が地域住民の立ち寄りやすい交番となるよう施設整備を計画するとともに，今後も警察事象の増大が見込まれることから，鹿児島中央署の他交番との配置バランスを考慮した上で，配置定員の振り替えにより増強し，交番機能の強化や管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

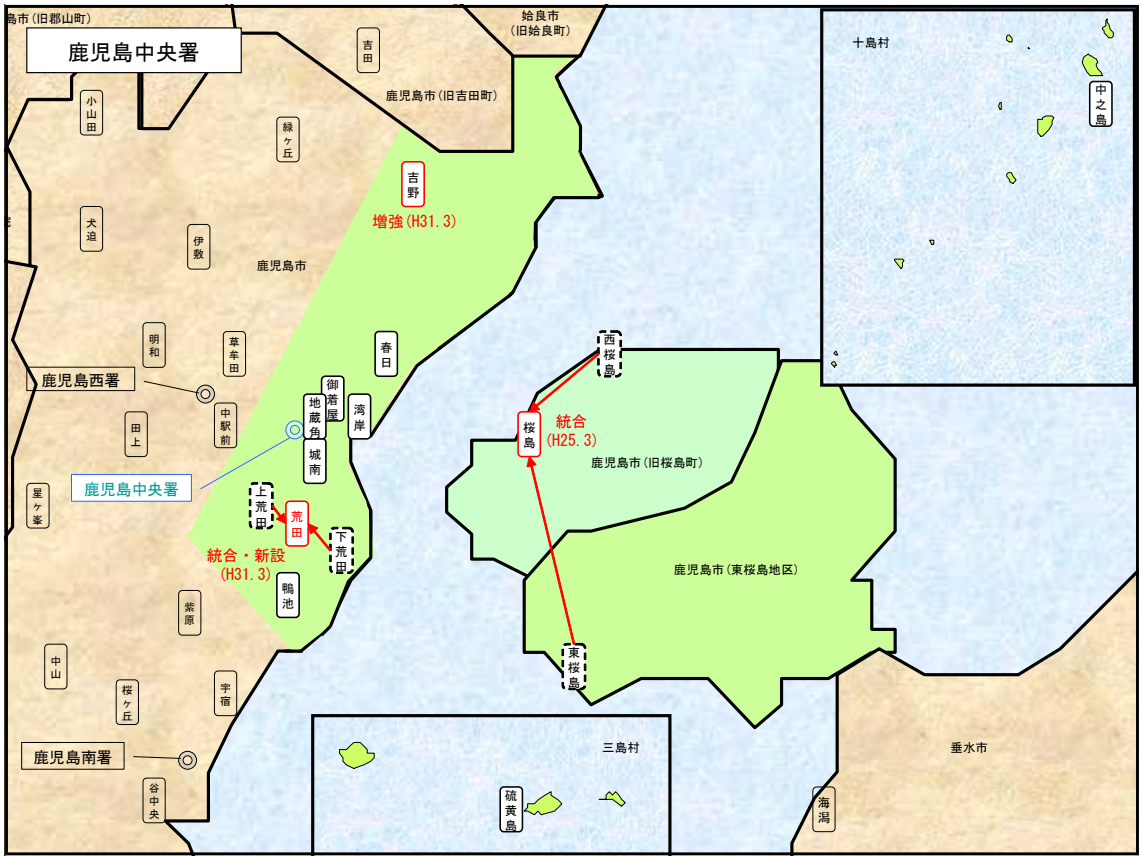

【　鹿児島西署　】

○　平成25年３月をめどに，緑ヶ丘交番を廃止して伊敷交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　また，老朽化・狭あい化の進む伊敷交番を新築し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備を計画します。

○　平成27年３月をめどに，郡山駐在所と東俣駐在所，小山田駐在所を廃止・統合して郡山交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成27年３月をめどに，松元駐在所と松元南駐在所，犬迫駐在所を廃止・統合して松元交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　なお，新設する松元交番（仮称）は，松元南駐在所の施設を活用します。

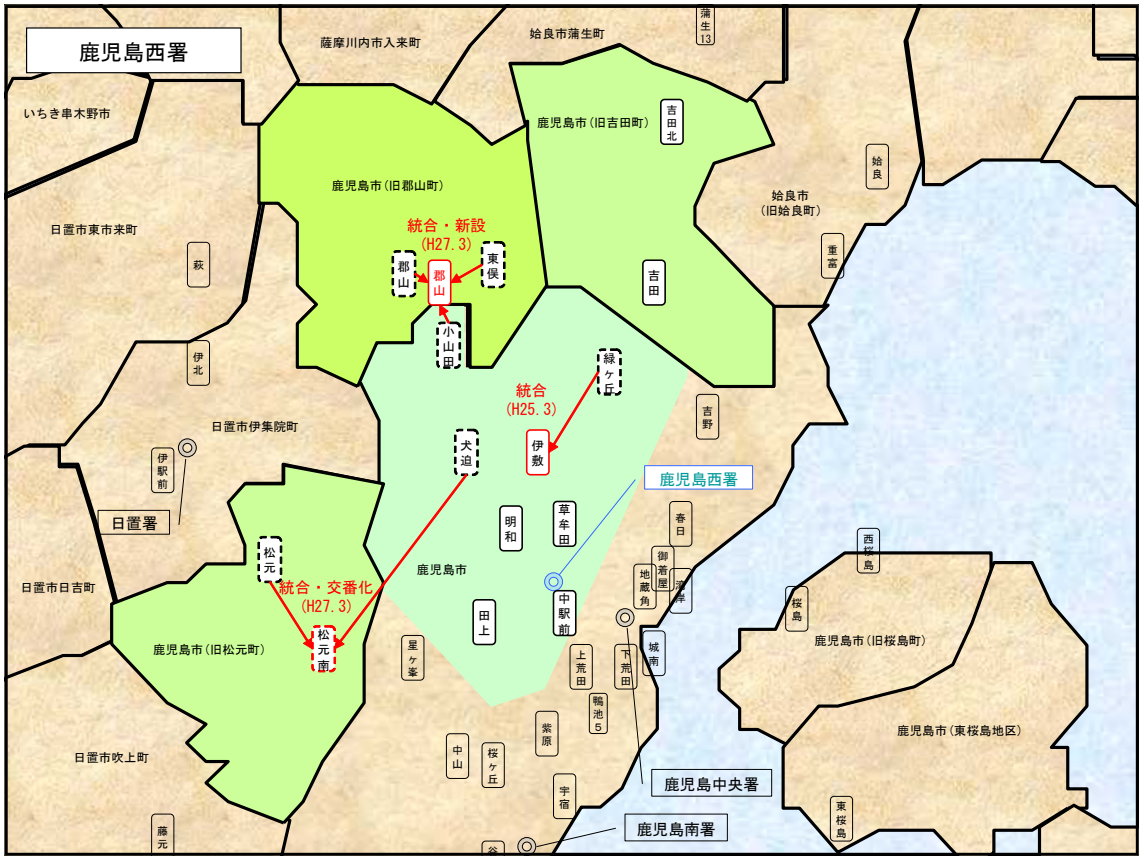

【　鹿児島南署　】

○　平成25年３月をめどに，地域情勢の変化等から警察事象の増大が見込まれる星ヶ峯交番の配置定員を，鹿児島南署の他交番との配置バランスを考慮した上で増強し，星ヶ峯交番の機能強化や管轄する地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成25年３月をめどに，喜入駐在所と瀬々串駐在所，生見駐在所を廃止・統合して喜入交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力の向上を図ります。

なお，新設する喜入交番（仮称）は，喜入駐在所の施設を活用します。

また，夜間は，これらの管轄地域に自動車警ら班を駐留させるなど夜間警戒体制及び有事即応体制などの強化を図ります。

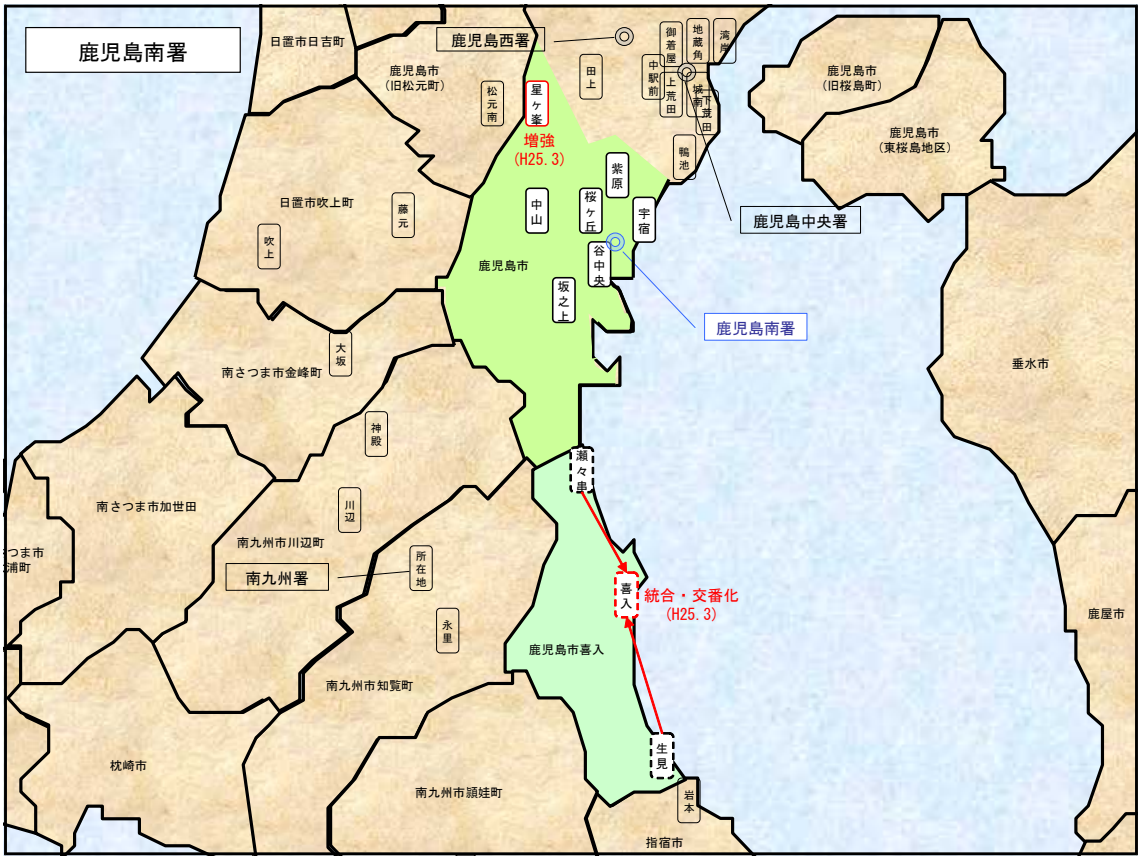

【　指宿署　】

○　平成24年３月に，宮ヶ浜駐在所を廃止して指宿駅前交番に統合し，宮ヶ浜駐在所の管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　また，指宿駅前交番の名称を指宿中央交番（仮称）と改めます。

○　平成24年３月に，山川駐在所と大山駐在所を廃止・統合して指宿南交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　なお，新設する指宿南交番（仮称）は，山川駐在所の施設を活用します。

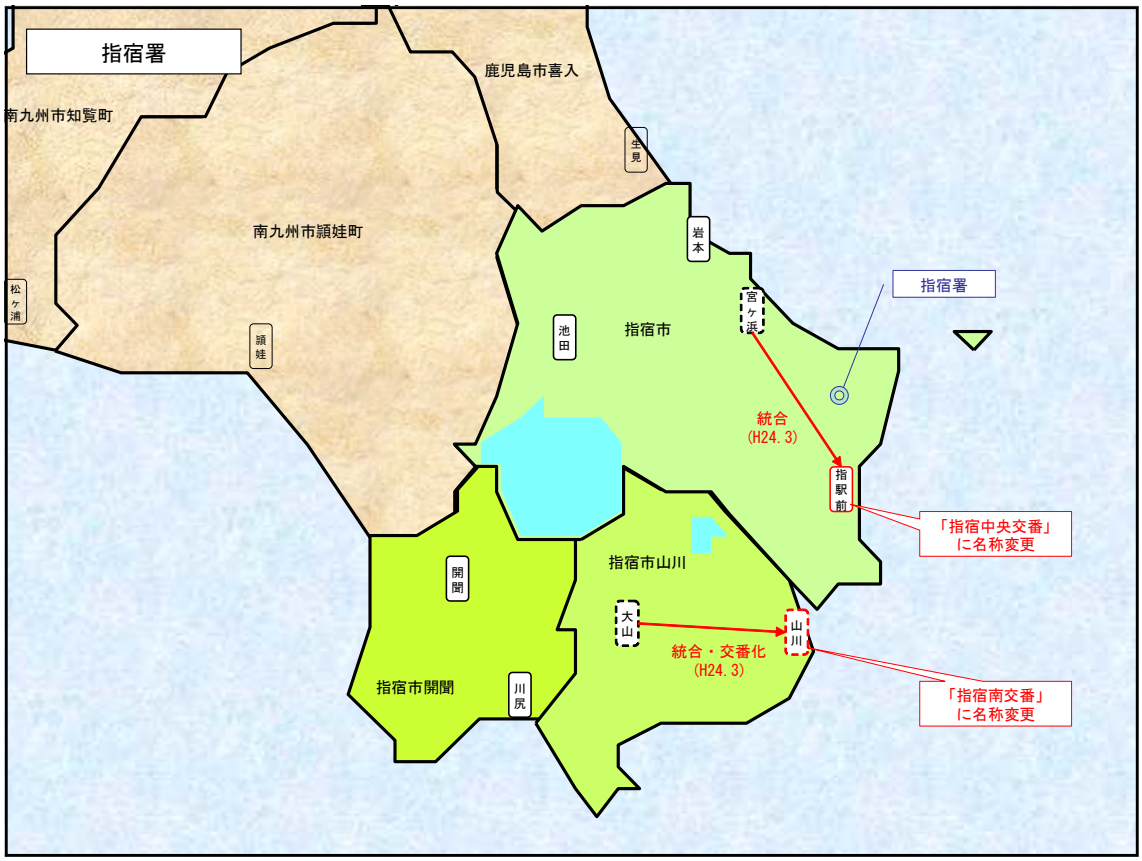

【　南九州署　】

○　平成26年３月をめどに，神殿駐在所と高田駐在所，勝目駐在所を廃止して川辺交番に統合し，交番機能の強化や，これら管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成26年３月をめどに，署所在地(注５)と永里駐在所，霜出駐在所，松山駐在所，松ヶ浦駐在所を廃止・統合して知覧交番(仮称)を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

なお，新設する知覧交番(仮称)は，霜出駐在所の施設を活用します。

注５：　警察署や幹部派出所内に活動の本拠を置き，交番・駐在所とは別に管轄区域を担当し，警戒，警ら又は巡回連絡等により，その管轄区域について地域警察の任務の遂行に当たっている。

所在地に配置された地域警察官は，原則として，交番と同様，交替(24時間)制の勤務に従事している。

鹿児島県内には，平成23年４月１日現在で，警察署所在地８施設(南九州署，南さつま署，横川署，肝付署，錦江署，屋久島署，徳之島署，沖永良部署)，幹部派出所所在地４施設(薩摩川内署甑島幹部派出所，鹿屋署垂水幹部派出所，奄美署喜界幹部派出所，沖永良部署与論幹部派出所)が設置されている。

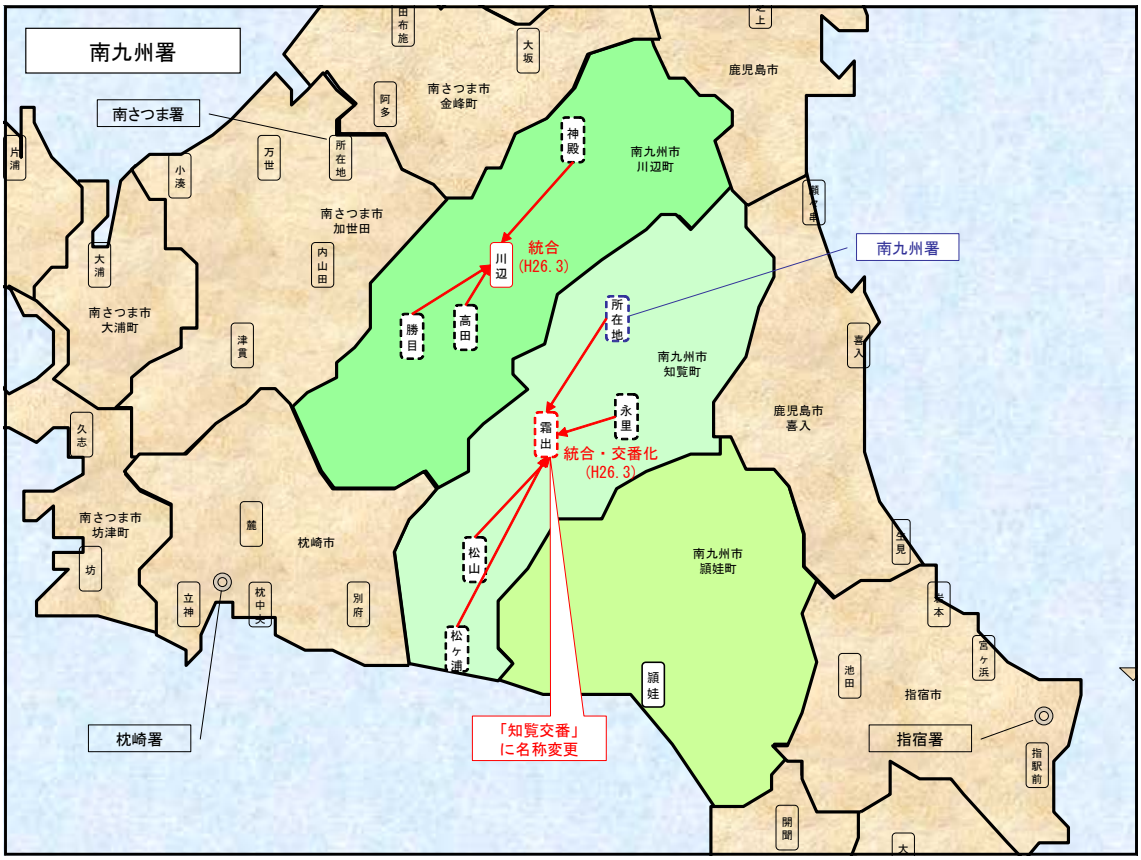

【　枕崎署　】

○　平成24年３月に，立神駐在所と麓駐在所，別府駐在所を廃止して枕崎中央交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

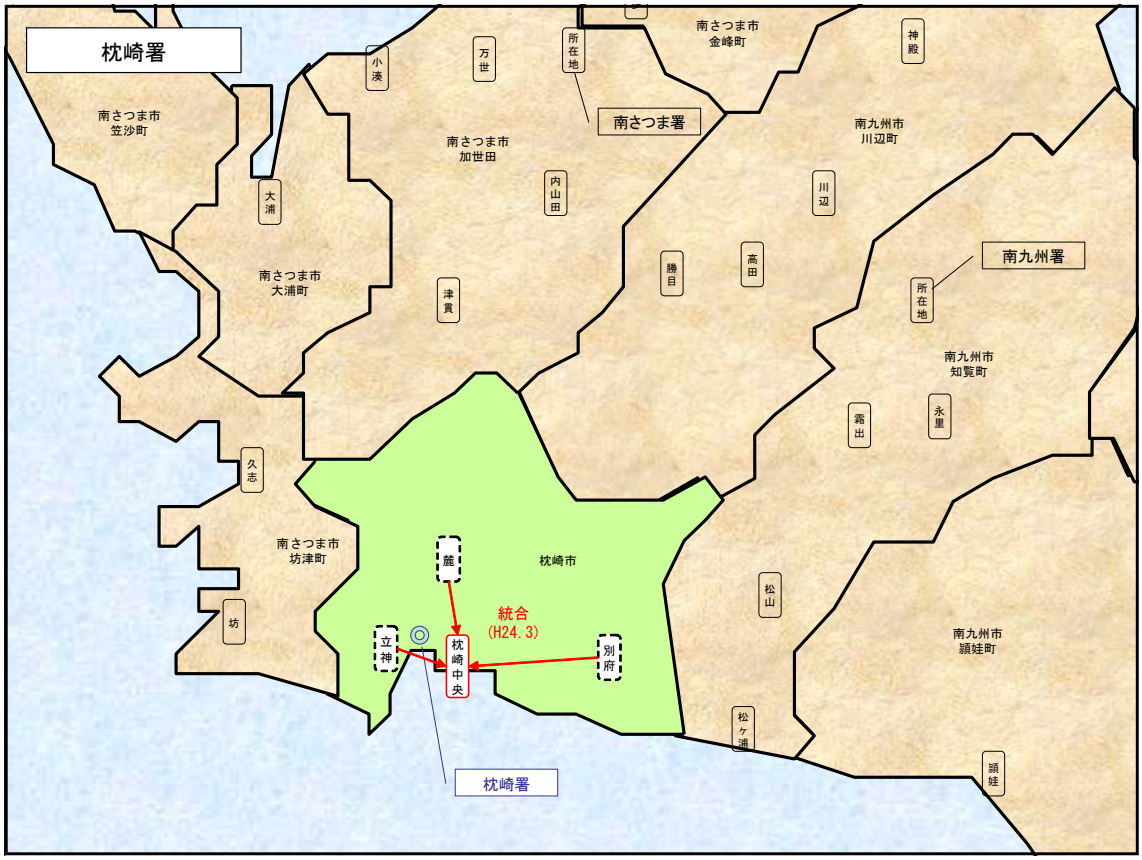

【　南さつま署　】

○　平成26年３月をめどに，署所在地と万世駐在所，内山田駐在所，小湊駐在所，阿多駐在所を廃止・統合して加世田交番（仮称）を新設し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備と，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成26年３月をめどに，野間池駐在所を廃止して片浦駐在所へ統合します。

併せて，旧加世田市街地区への加世田交番（仮称）の設置に伴い，同地区を中心として活動していた南さつま署の自動車警ら班を，野間池駐在所を含め同署の駐在所が管轄する地域に重点をおいたパトロール等を実施させ，南さつま署の管轄地域全域の夜間を中心とした警戒力の向上や有事即応体制の強化などを図ります。

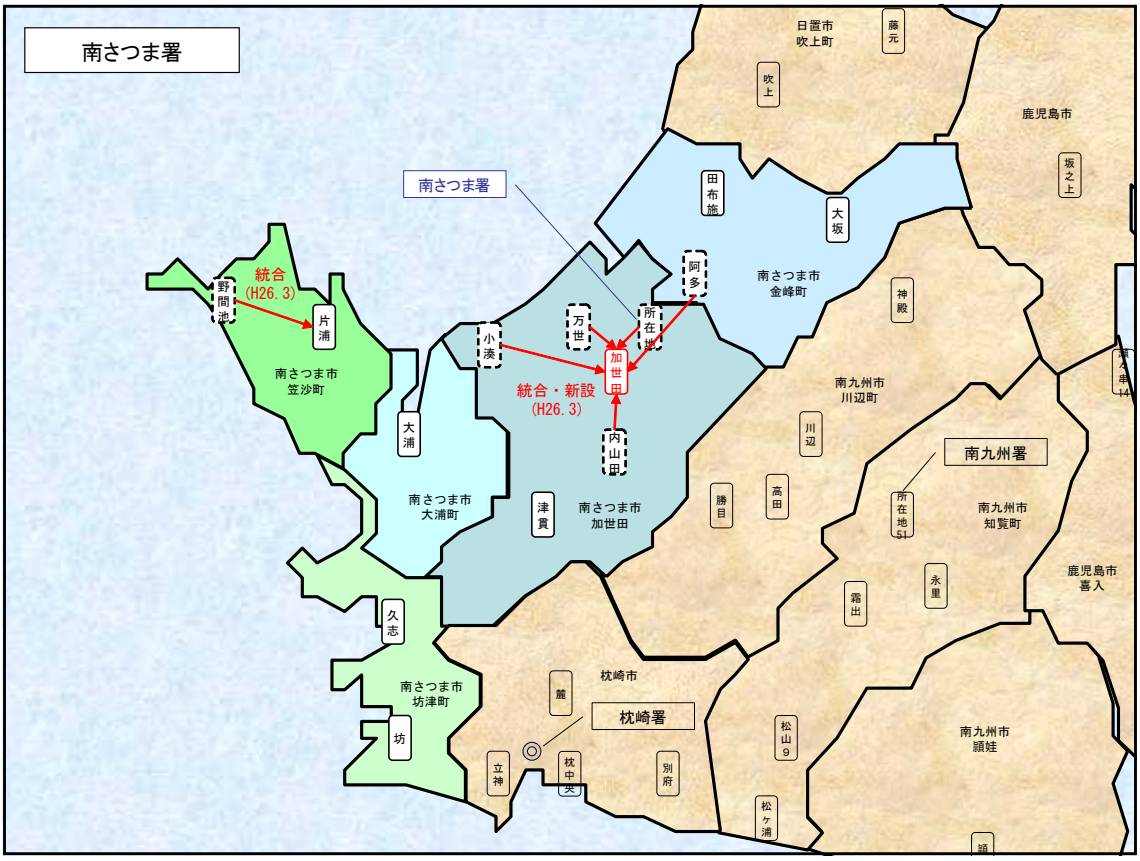

【　日置署　】

○　平成24年３月に，伊集院北駐在所を廃止して伊集院駅前交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。併せて，伊集院駅前交番の名称を伊集院交番（仮称）と改めます。

○　平成24年３月に，長里駐在所と荻駐在所を廃止して湯之元交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。併せて，湯之元交番の名称を東市来交番（仮称）と改めます。

○　平成24年３月に，浜田駐在所と藤元駐在所を廃止して吹上交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

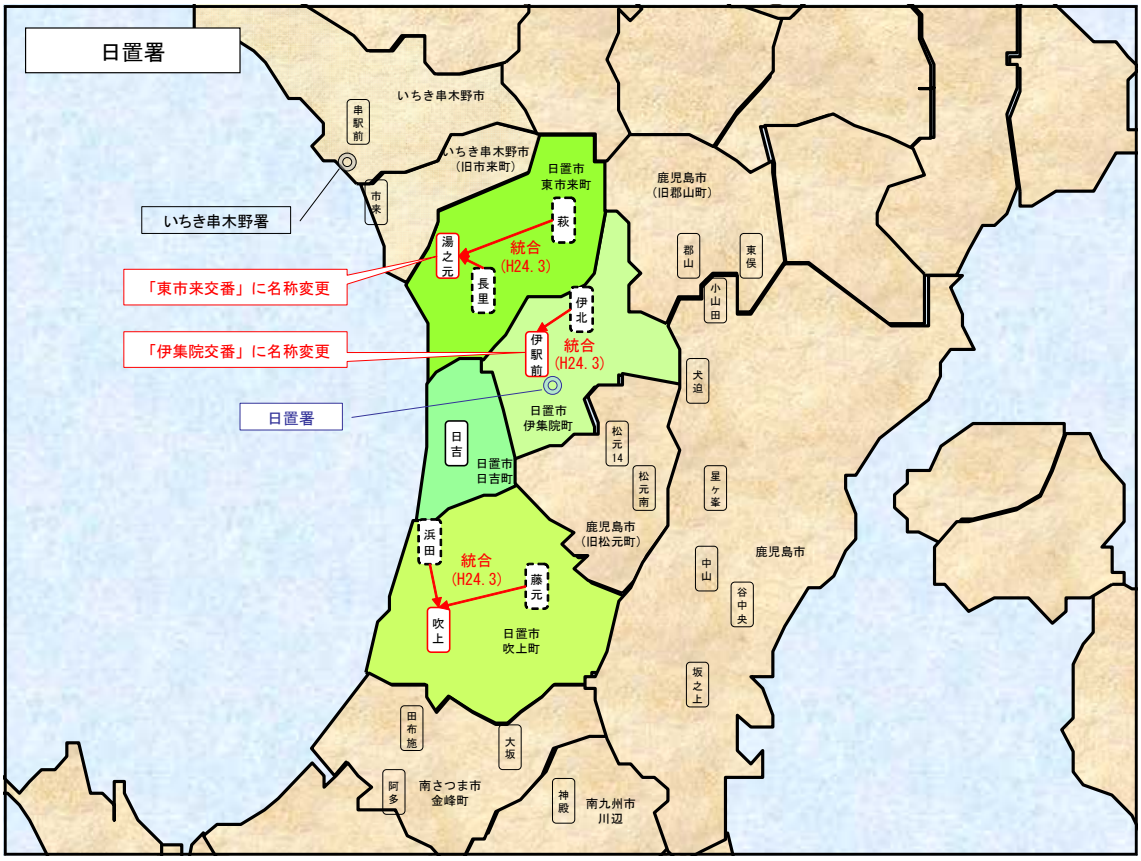

【　いちき串木野署　】

○　平成24年３月に，生福駐在所を廃止し串木野駅前交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

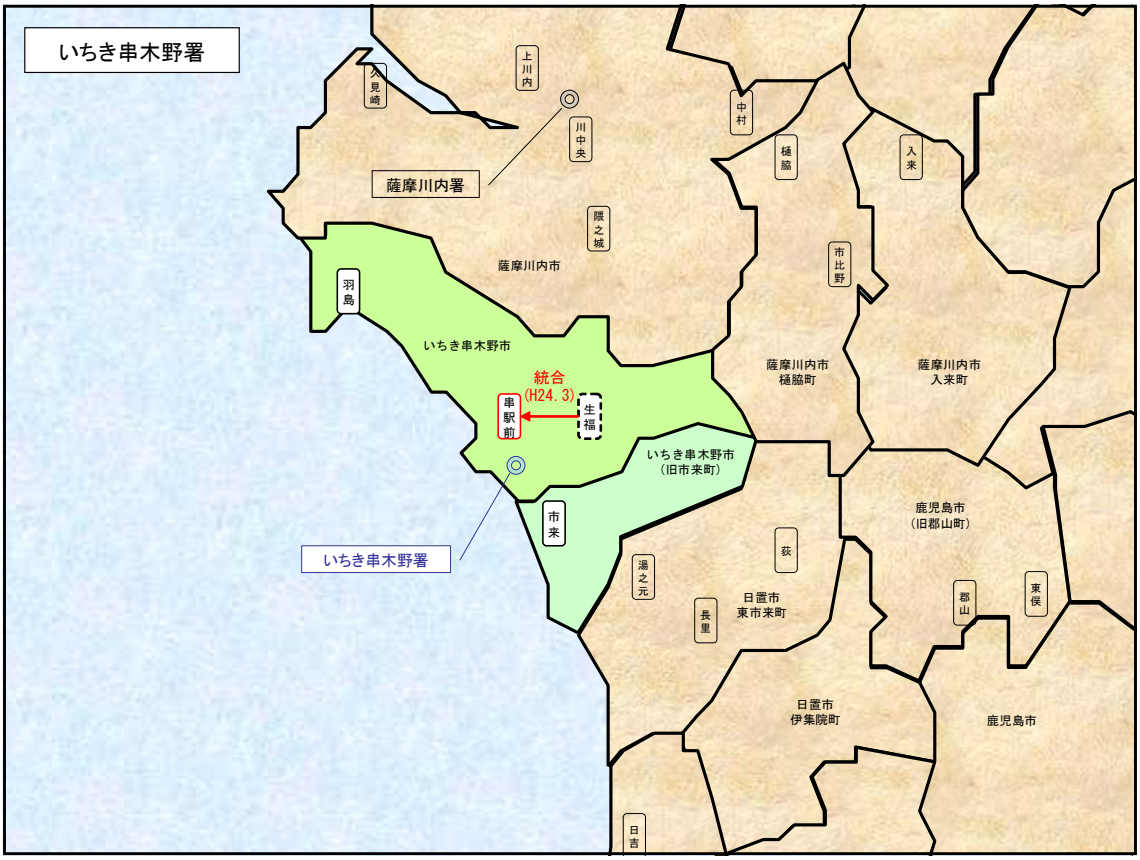

【　薩摩川内署　】

○　平成24年３月に，水引駐在所と城上駐在所，東郷駐在所を廃止して上川内交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。併せて，上川内交番の名称を川内北交番（仮称）と改めます。

○　平成28年３月をめどに，中村駐在所と樋脇駐在所，市比野駐在所，入来駐在所，藺牟田駐在所，祁答院駐在所を廃止・統合して川内東交番（仮称）を新設し，これらの地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

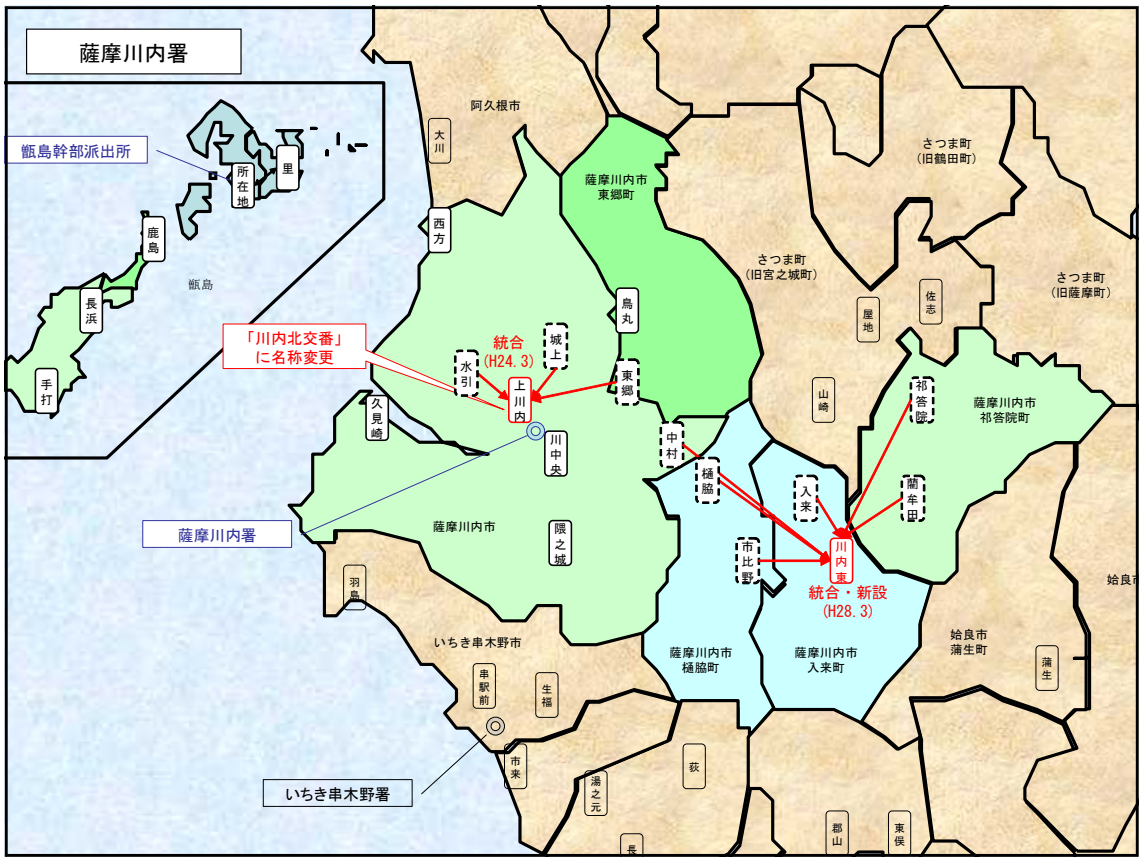

【　さつま署　】

○　平成28年３月をめどに，佐志駐在所と平川駐在所を廃止して屋地交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成28年３月をめどに，鶴田駐在所を廃止して湯田駐在所に統合します。併せて，湯田駐在所の名称変更について検討します。

○　平成28年３月をめどに，永野駐在所を廃止して薩摩駐在所に統合します。

○　平成28年３月をめどに，廃止となる鶴田駐在所と永野駐在所の配置定員を，屋地交番と自動車警ら班に振り替え増強し，さつま署の管轄地域全域における夜間を中心とした警戒力の向上と有事即応体制の強化などを図ります。

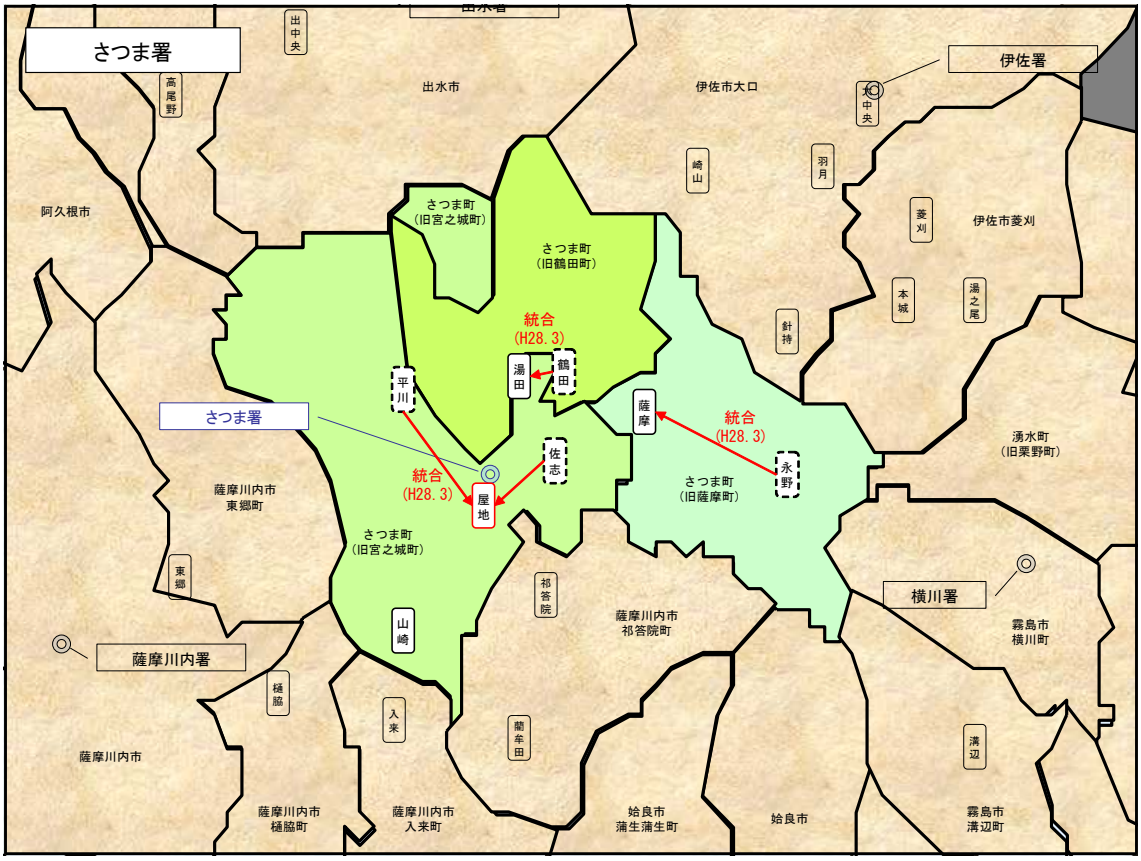

【　阿久根署　】

○　平成28年３月をめどに，西目駐在所と鶴川内駐在所を廃止して阿久根中央交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成28年３月をめどに，川床駐在所を廃止して鷹巣駐在所に統合します。

○　平成28年３月をめどに，平尾駐在所を廃止して，その管轄地域を分割し指江駐在所と鷹巣駐在所に統合します。

○　平成28年３月をめどに，廃止となる駐在所の配置人員の振り替えなどにより自動車警ら班を増強し，阿久根署の管轄地域全域における夜間を中心とした警戒力の向上と有事即応体制の強化などを図ります。

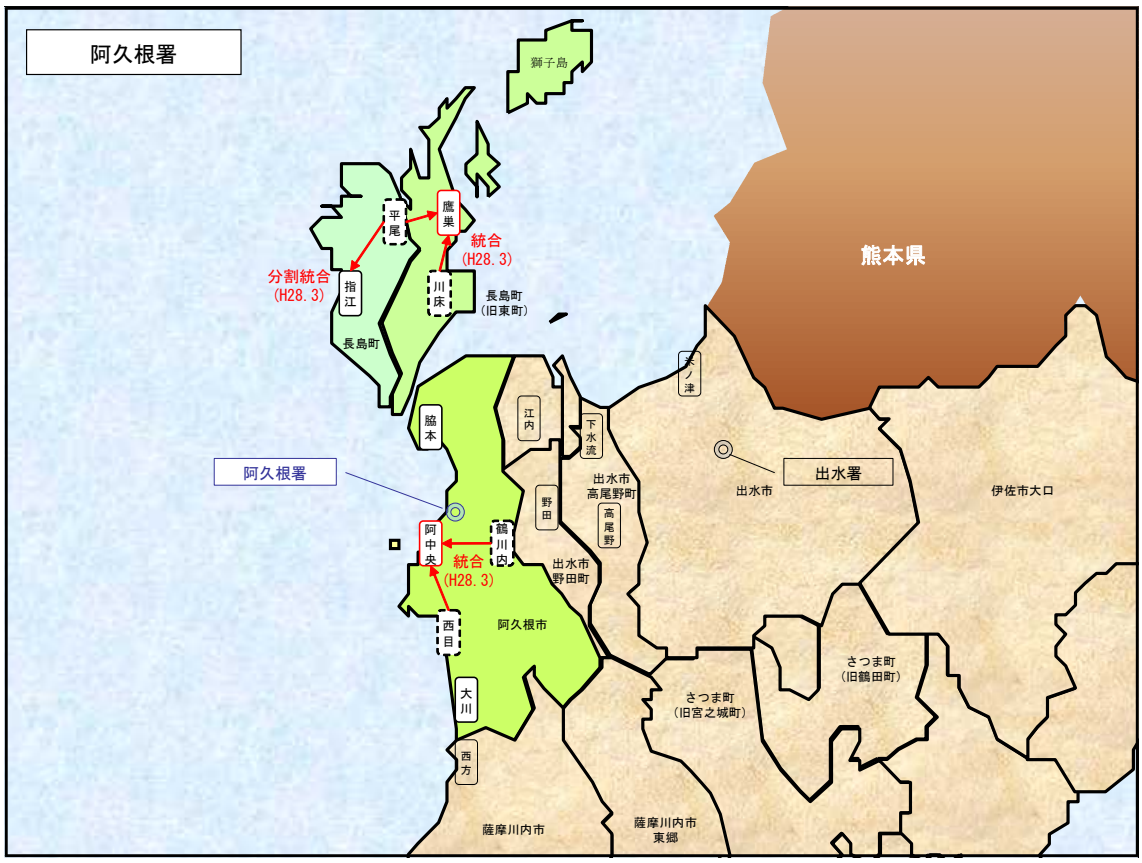

【　出水署　】

○　平成24年３月に，高尾野駐在所と下水流駐在所，江内駐在所，野田駐在所を廃止・統合して鶴の町交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力の向上などを図ります。

なお，新設する鶴の町交番（仮称）は，高尾野駐在所の施設を活用します。

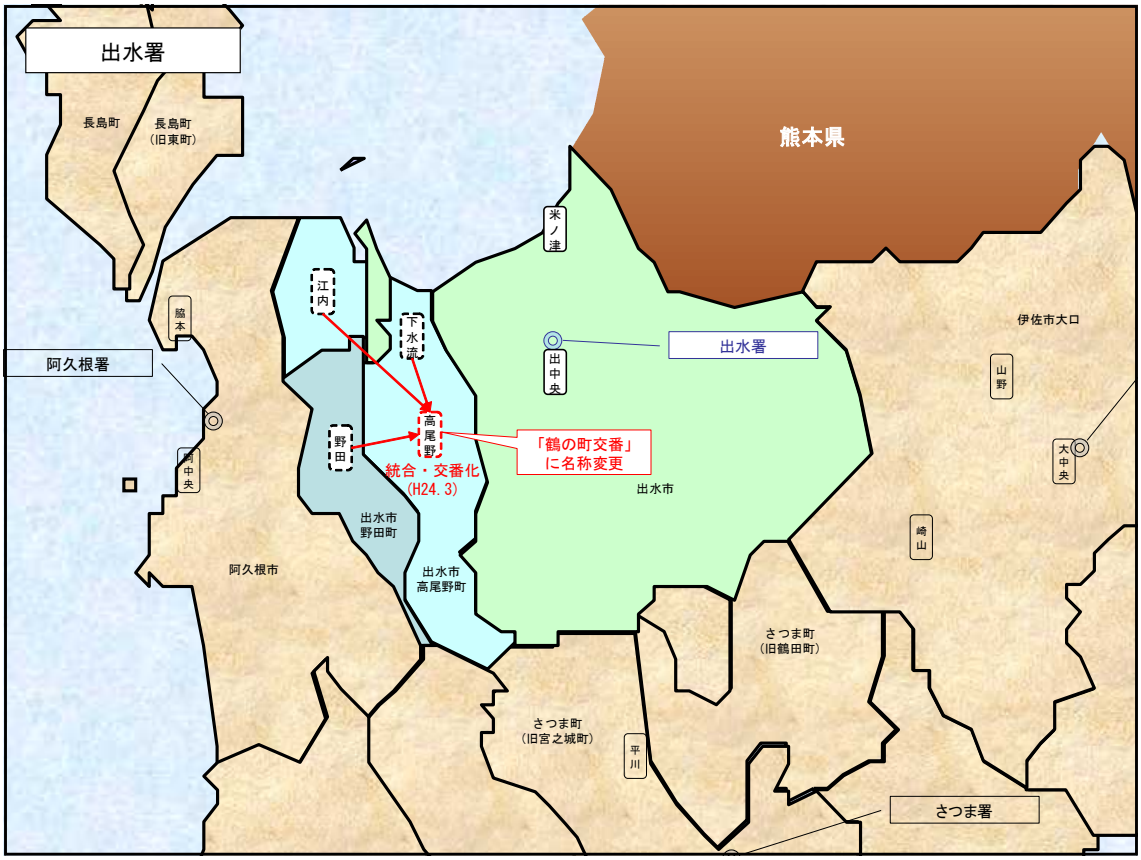

【　伊佐署　】

○　平成24年３月に，青木駐在所と羽月駐在所を廃止して大口中央交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成24年３月に，菱刈駐在所と本城駐在所，湯之尾駐在所を廃止・統合して菱刈交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

なお，新設する菱刈交番（仮称）は，菱刈駐在所の施設を活用します。

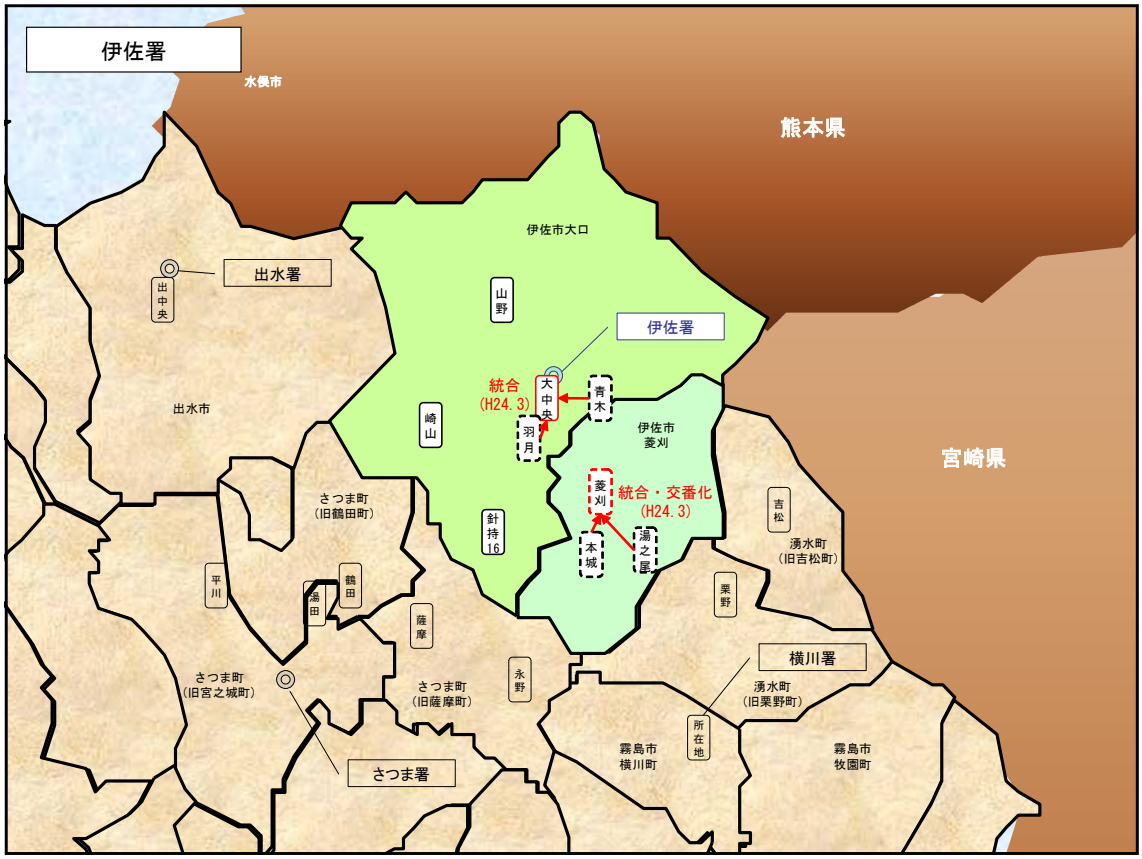

【　横川署　】

○　平成24年３月に，牧園町駅前駐在所を廃止して，その管轄地域を分割し署所在地と牧園駐在所に統合し，署所在地の機能強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成24年３月に，栗野駐在所を廃止して栗野交番（仮称）とするとともに，自動車警ら班の配置定員の振り替えにより増強し，栗野交番（仮称）の管轄地域の夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

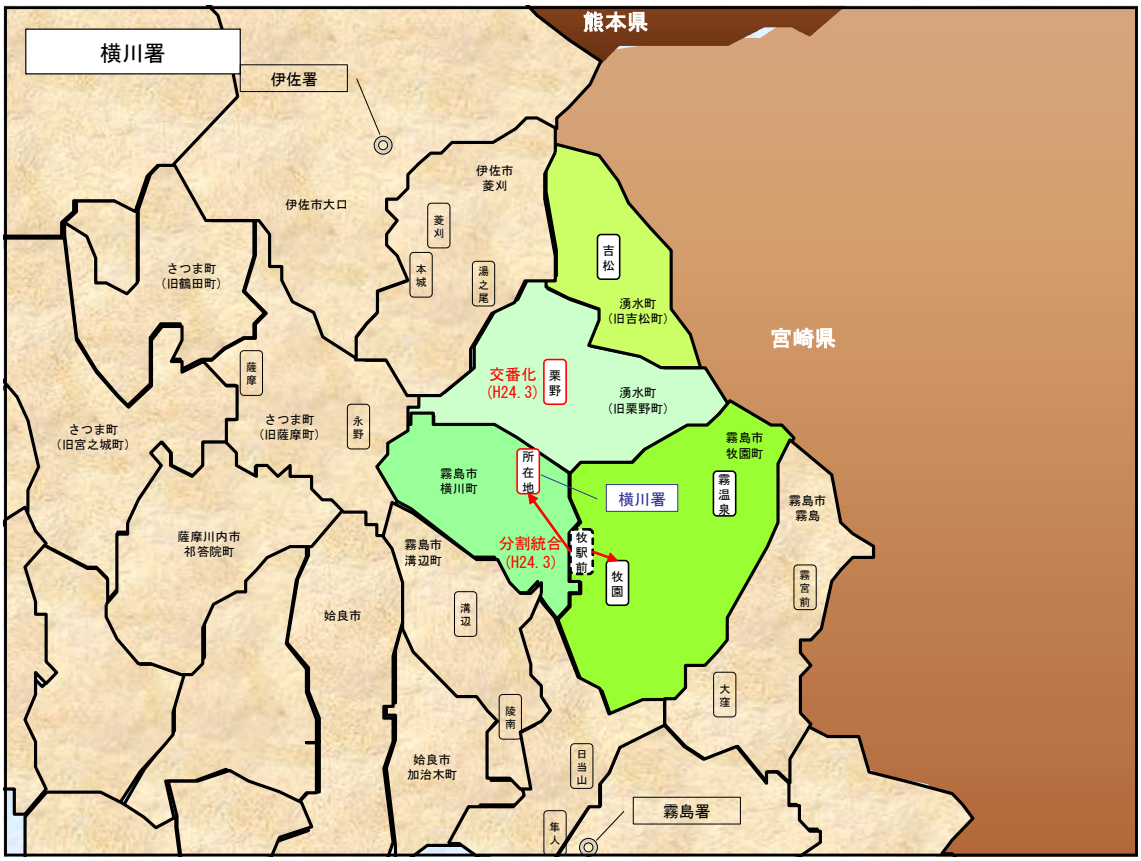

【　姶良署　】

○　平成24年３月に，重富交番と山田駐在所を廃止して姶良交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

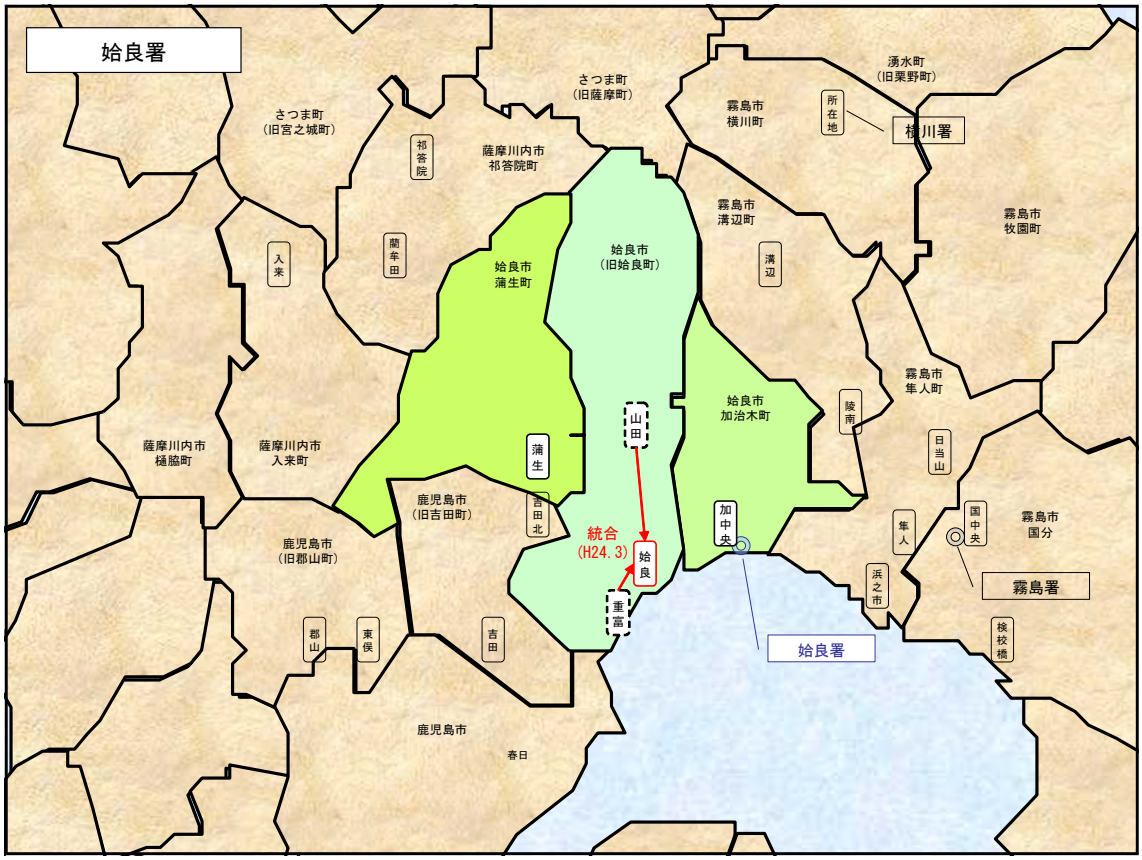

【　霧島署　】

○　平成31年３月までの実施を目標に，浜之市交番と日当山交番を廃止して隼人交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。併せて，老朽化・狭あい化の進む隼人交番を新築し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備を計画します。

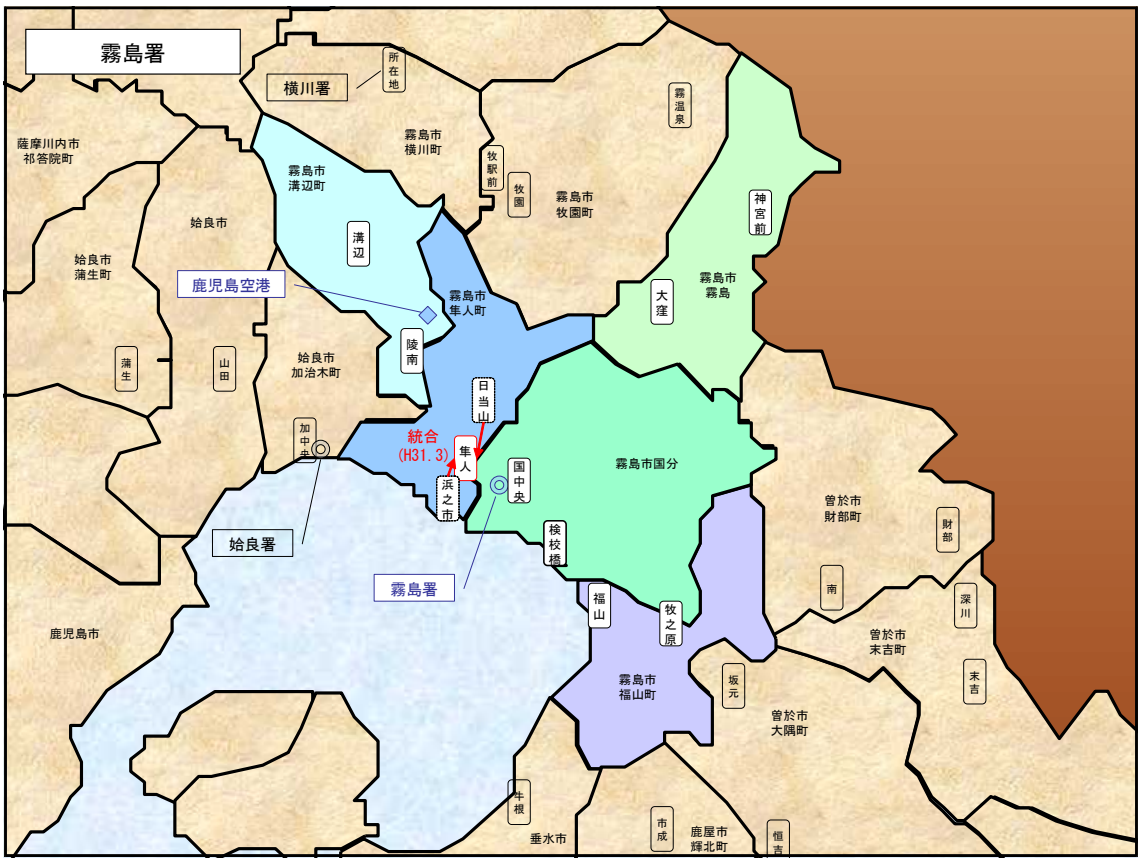

【　曽於署　】

○　平成24年３月に，笠木駐在所を廃止して岩川交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成24年３月に，財部駐在所と南駐在所を廃止・統合して財部交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

なお，新設する財部交番（仮称）は，財部駐在所の施設を活用します。

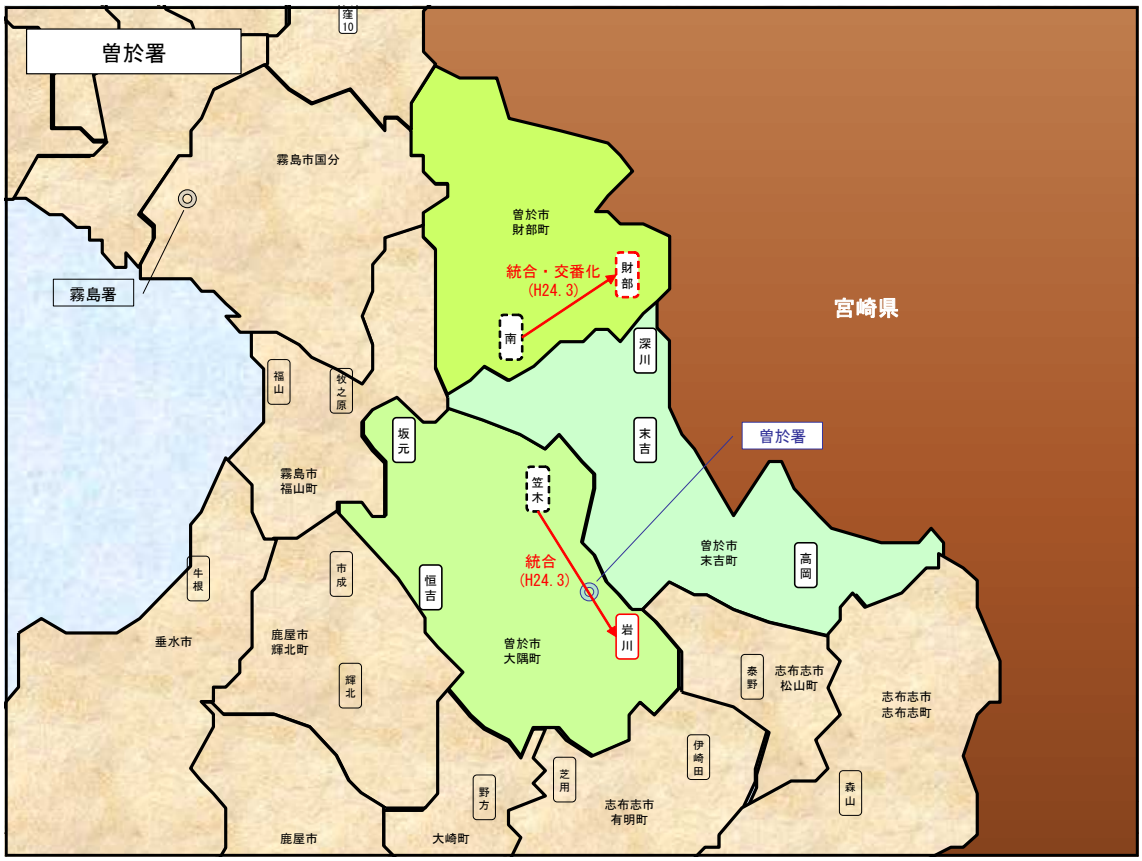

【　志布志署　】

○　平成24年３月に，安楽駐在所を廃止して関屋口交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成24年３月に，菱田駐在所を廃止して大崎交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成24年３月に，松山駐在所を廃止して泰野駐在所に統合します。併せて，泰野駐在所の名称を松山駐在所（仮称）と改めます。

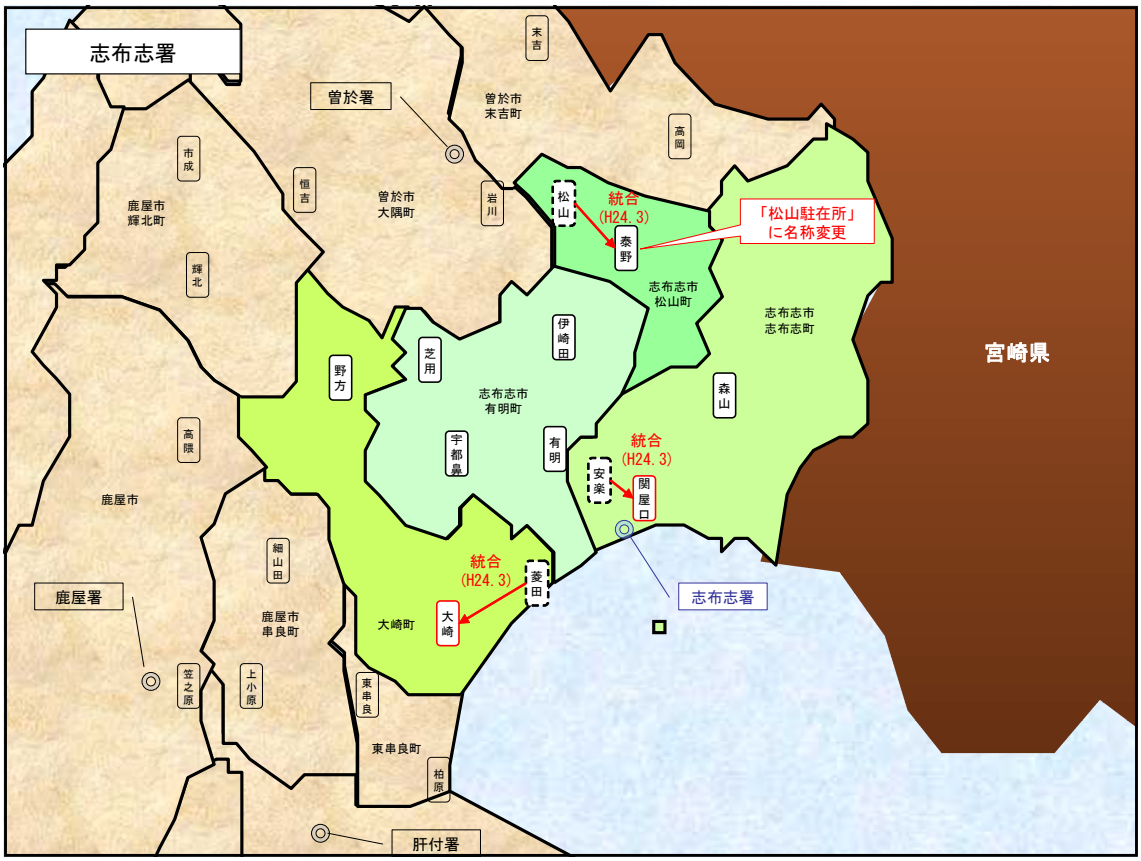

【　肝付署　】

○　平成24年３月に，後田駐在所を廃止して署所在地に統合し，署所在地の機能強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　また，平成25年３月をめどに，署所在地を廃止して高山交番（仮称）を新設します。

○　平成24年３月に，東串良駐在所と柏原駐在所を廃止・統合して東串良交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　なお，新設する東串良交番（仮称）は，東串良駐在所の施設を活用します。

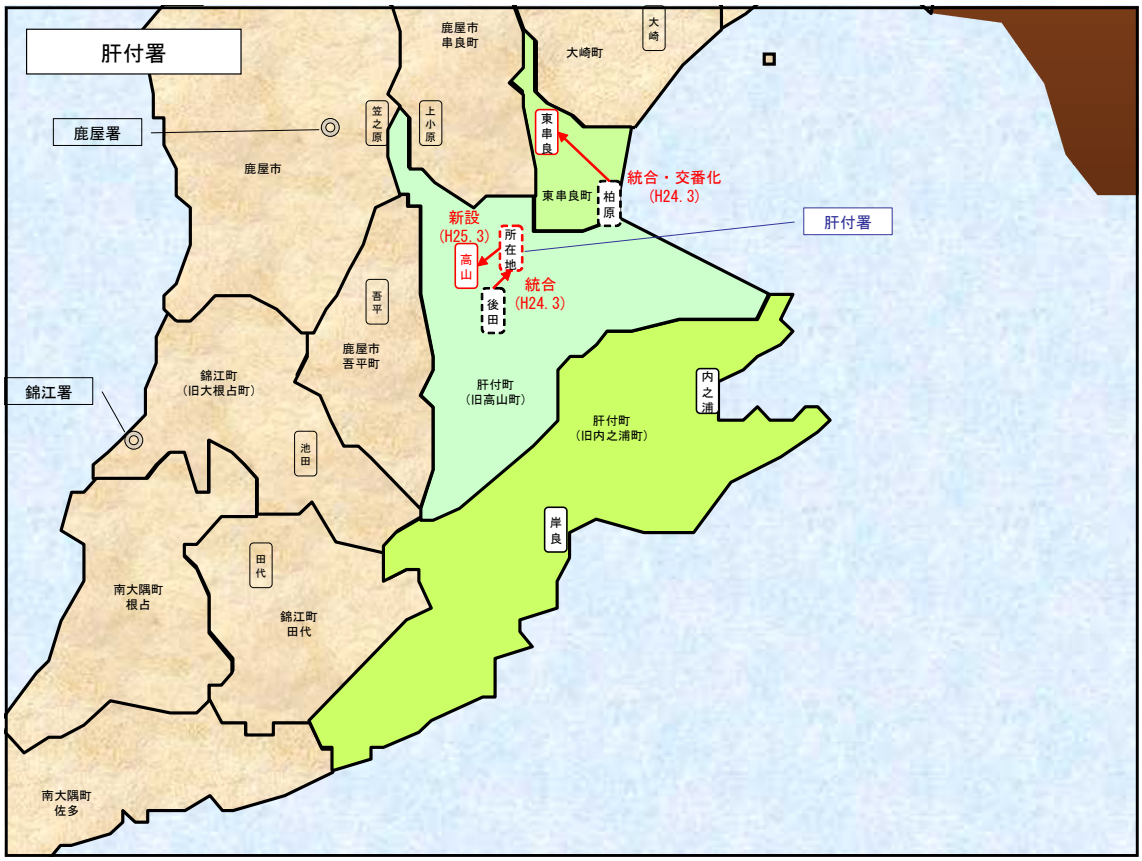

【　鹿屋署　】

○　平成24年３月に，水之上駐在所と海潟駐在所を廃止して垂水幹部派出所所在地に統合し，幹部派出所の機能強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成27年３月をめどに，鹿屋中央交番と西原交番を廃止・統合して交番を新設し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備と，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

なお，新設する交番の名称は，現在，検討しています。

○　平成27年３月をめどに，笠之原駐在所を廃止して寿交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成27年３月をめどに，大姶良駐在所と西俣駐在所を廃止・統合して大姶良交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

なお，新設する大姶良交番（仮称）は，大姶良駐在所の施設を活用します。

○　平成27年３月をめどに，古江駐在所を廃止して白水駐在所に統合します。

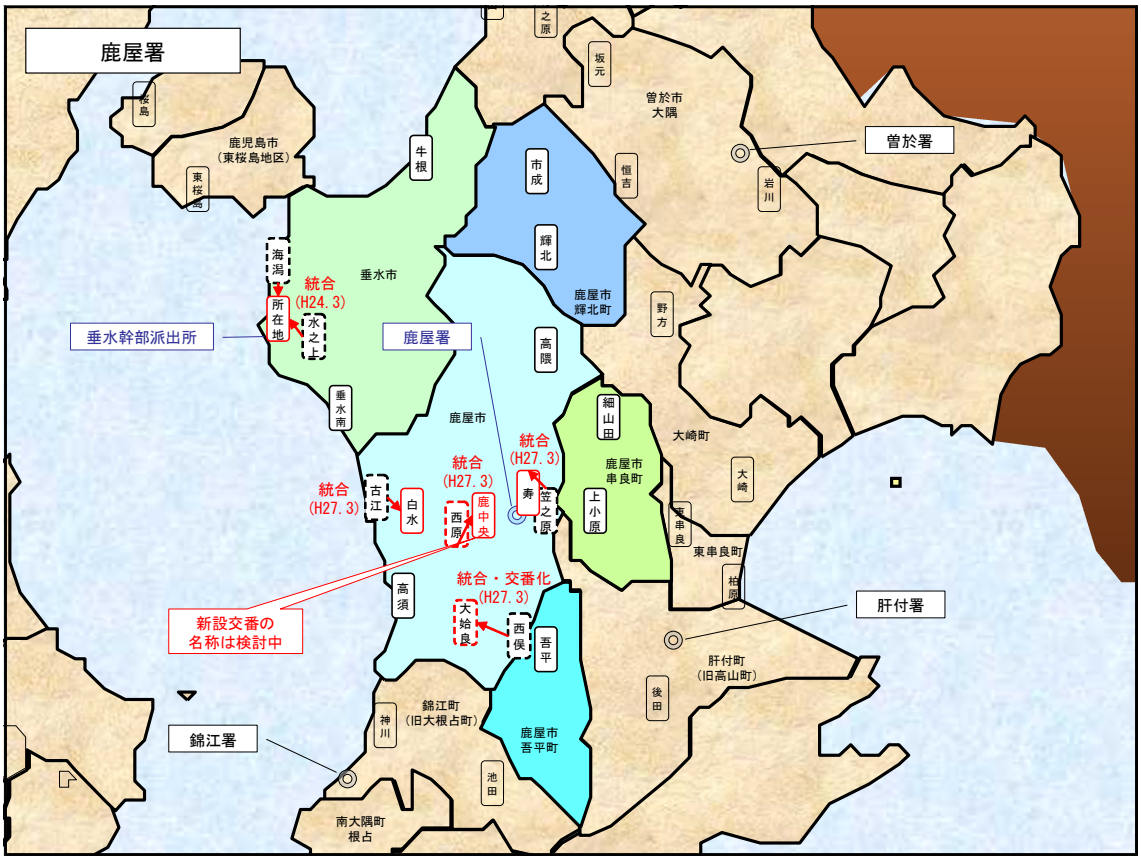

【　錦江署　】

○　平成25年３月をめどに，神川駐在所を廃止して署所在地に統合し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成25年３月をめどに，根占駐在所と横別府駐在所，大浜駐在所を廃止・統合して根占交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。なお，新設する根占交番（仮称）は，根占駐在所の施設を活用します。

○　平成25年３月をめどに，廃止する駐在所などからの配置定員の振り替えにより自動車警ら班を増強し，錦江署の管轄地域全域における夜間を中心とした警戒力の向上と有事即応体制の強化などを図ります。

○　平成25年３月をめどに，大泊駐在所を廃止して佐多駐在所へ統合します。

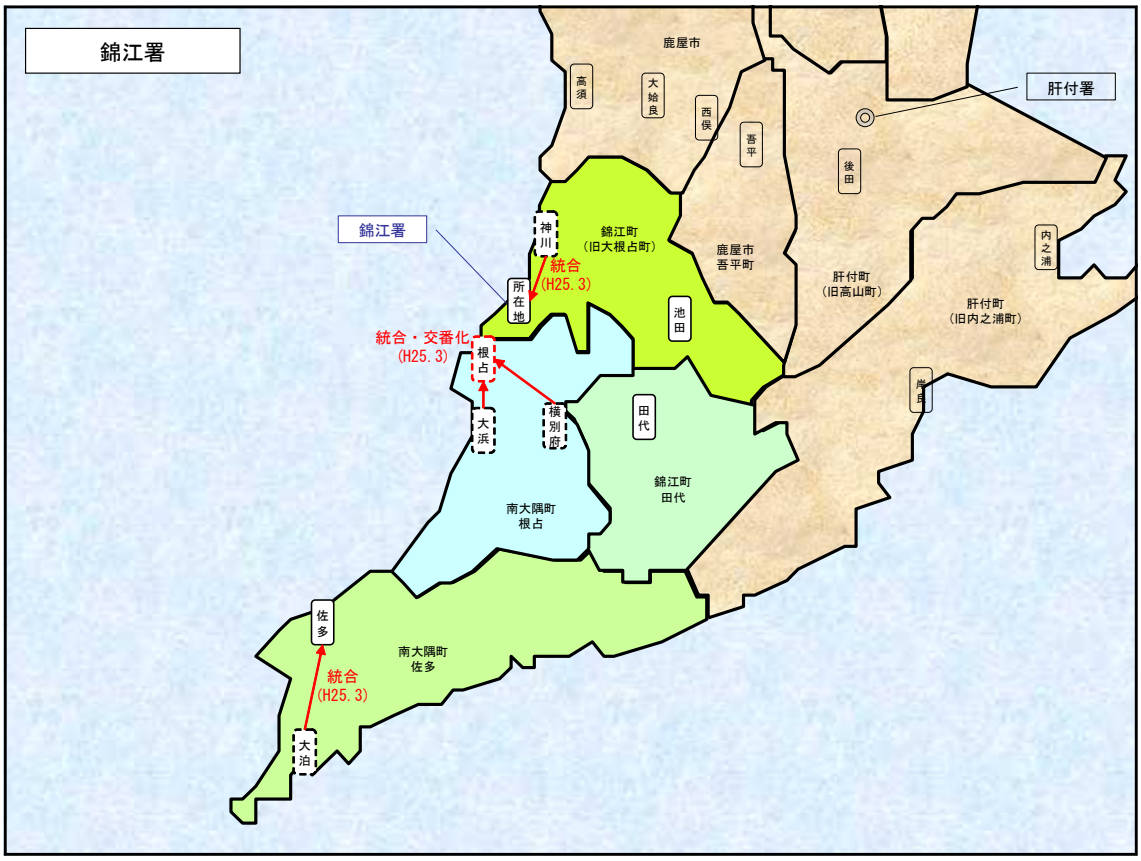

【　種子島署　】

○　平成29年３月をめどに，現和駐在所を廃止して西之表交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

○　平成29年３月をめどに，浜津脇駐在所と坂井駐在所を廃止して中種子交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

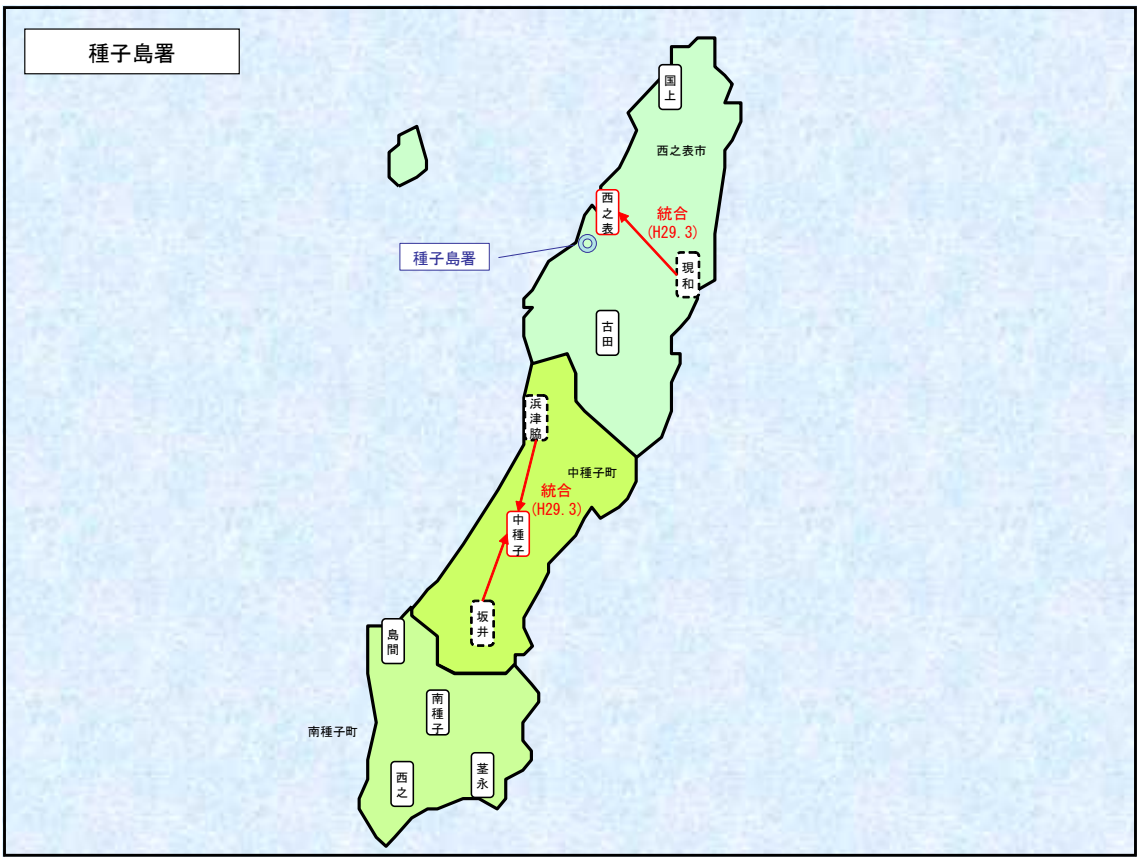

【　屋久島署　】

○　平成30年３月をめどに，一湊駐在所と永田駐在所を廃止して宮之浦交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

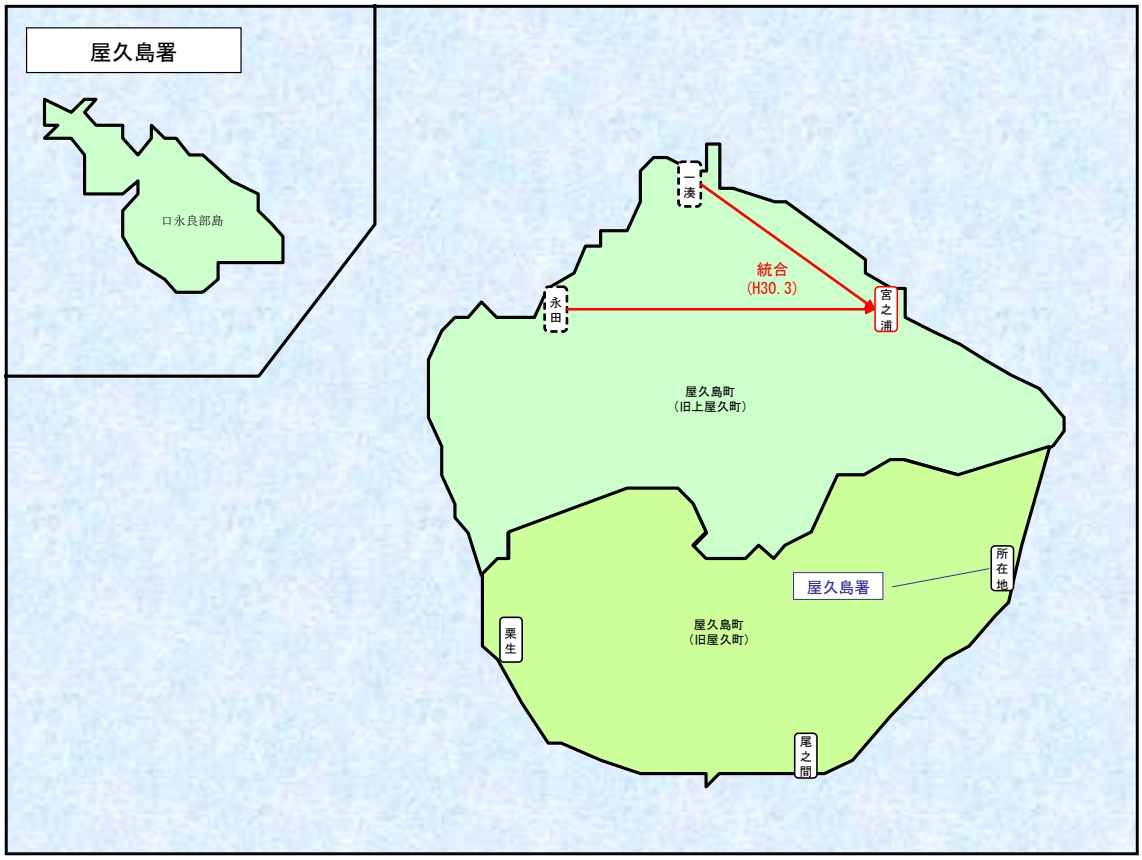

【　奄美署　】

○　平成30年３月をめどに，四谷交番と小宿駐在所を廃止して屋仁川交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

　また，老朽化・狭あい化の進む屋仁川交番を新築し，地域住民の立ち寄りやすい交番施設の整備を計画するとともに，その名称の変更について検討します。

○　平成30年３月をめどに，鳩浜駐在所を廃止して，屋仁川交番の配置定員を振り替え，鳩浜交番（仮称）を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

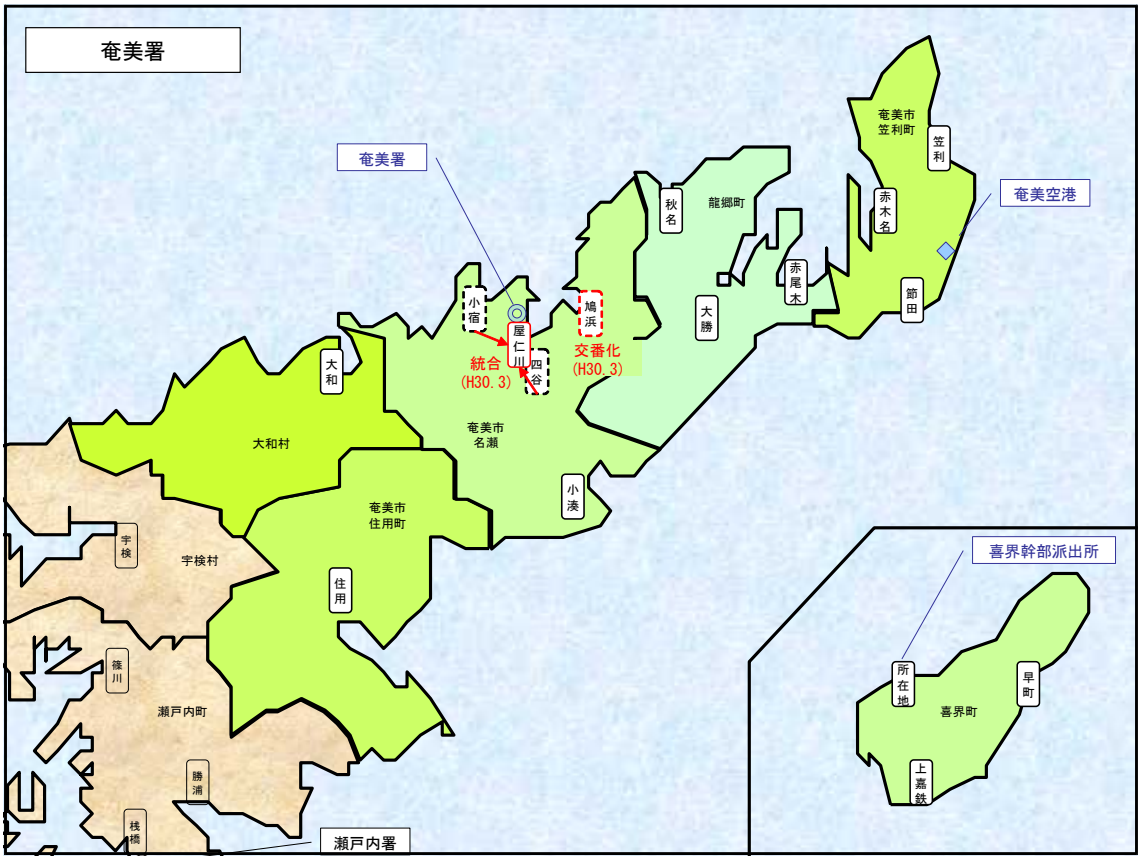

【　瀬戸内署　】

○　平成27年３月をめどに，勝浦駐在所を廃止して桟橋交番に統合し，交番機能の強化や，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

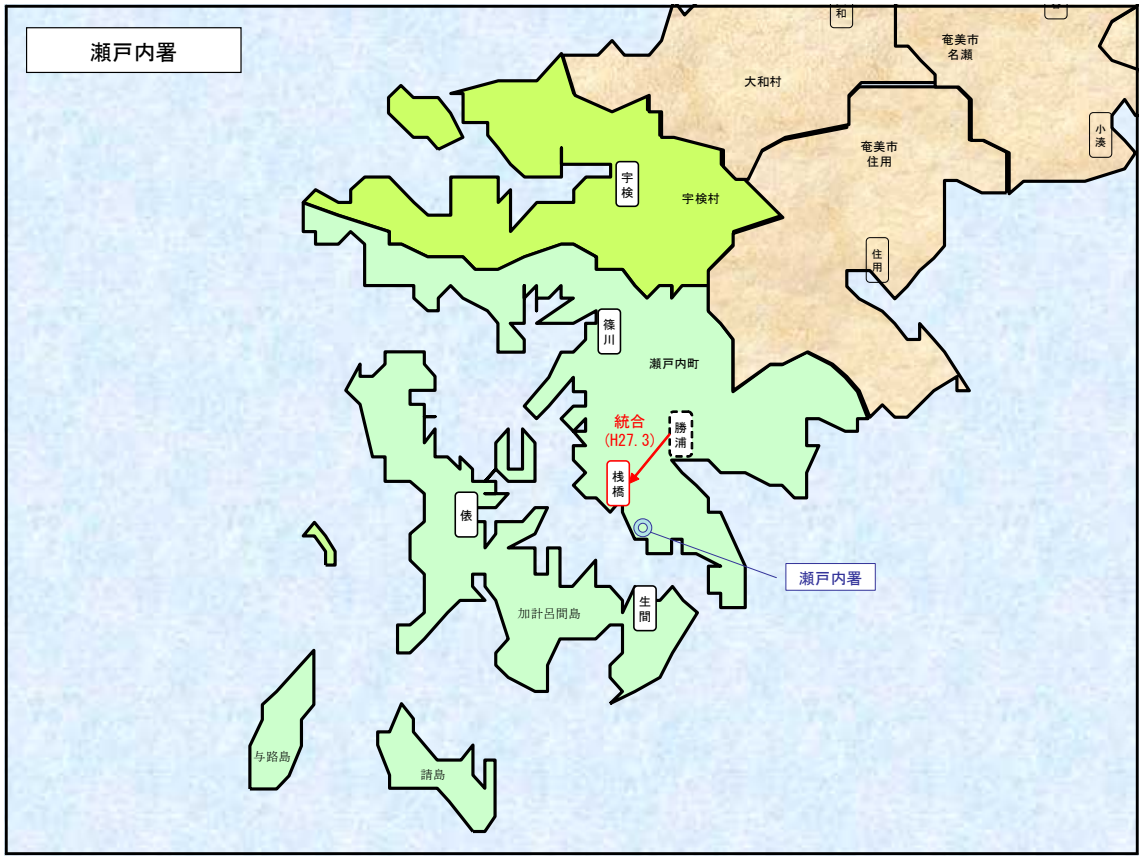

【　徳之島署　】

○　平成28年３月をめどに，署所在地と亀徳駐在所を廃止・統合して徳之島交番(仮称)を新設し，これらの管轄地域における夜間を中心とした警戒力の向上などを図ります。

○　平成28年３月をめどに，面縄駐在所を廃止して伊仙駐在所に統合します。

○　平成28年３月をめどに，瀬滝駐在所を廃止して平土野駐在所に統合します。

○　平成28年３月をめどに，廃止となる駐在所からの配置人員の振り替えにより，新設する徳之島交番(仮称)と自動車警ら班を増強して，交番機能の強化と徳之島署の管轄地域全域の夜間を中心とした警戒力などの向上を図ります。

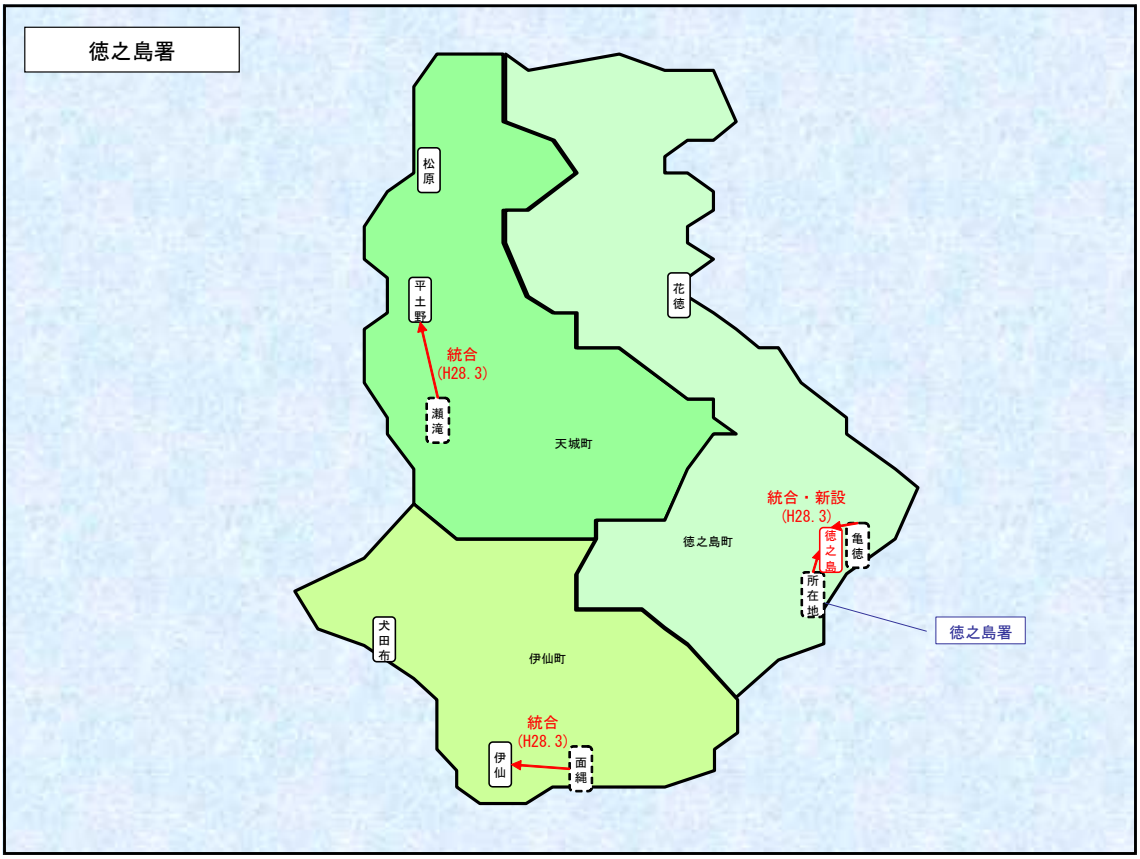

【　沖永良部署　】

現時点において，夜間を中心とした警戒体制に特に支障を生じていない状況にあり，将来的にも市街地区の拡大や急速な発展など治安事象に影響を与えるような地域情勢の変化等は見込まれないため，交番・駐在所等の新設，統合及び廃止などの方法による再編整備は行わないこととします。

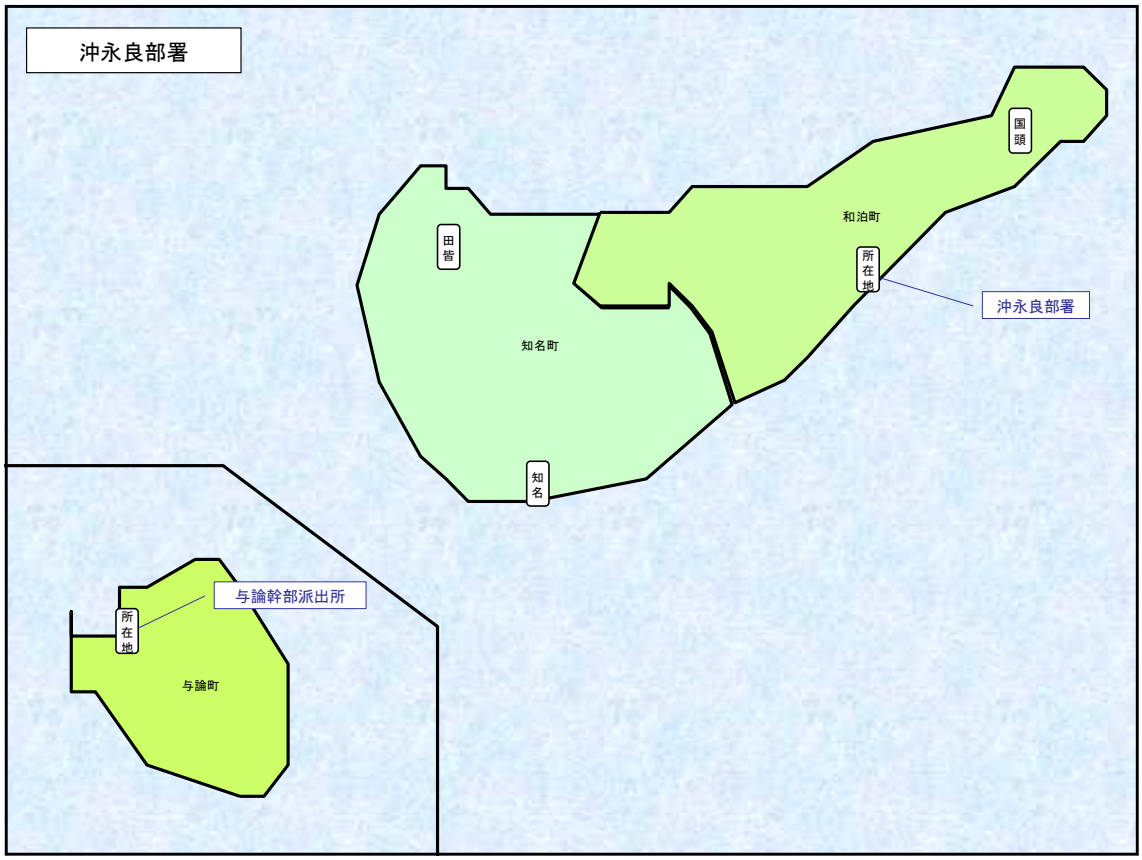

(2)　再編整備の実施に向けた継続検討

「素案」の中で，下記の地域においては，現段階において，十分な賛同等を得られたといえない状況にあることから，今後，住民の方々をはじめ関係機関・団体等にも参画していただき，地域における交番・駐在所の在り方などについて検討する「安心・安全を考える検討会議(仮称)」を設置して対話を重ねるなどにより検討を継続し，平成24年12月までをめどに，結論を得ることとします。

今後，継続して検討を行っていく地域については，次のとおりです。

○　吉田【鹿児島西署】

平成27年３月をめどに，吉田北駐在所を廃止して吉田駐在所に統合するなどした上で，夜間は隣接する郡山交番(仮称)に担当させるなどして，この地域の夜間を中心とした警戒力等の向上や地域の実情に応じた活動の強化などを図ること。

○　開聞【指宿署】

平成25年３月をめどに，川尻駐在所を廃止して指宿南交番(仮称)に統合するなど，夜間を中心とした警戒力等の向上を図ること。

○　国分東部・福山【霧島署】

平成25年３月をめどに，検校橋駐在所と福山駐在所を廃止統合して検校橋交番を新設するなど，夜間を中心とした警戒力等の向上を図ること。

○　深川【曽於署】

平成25年３月をめどに，深川駐在所を廃止して末吉交番に統合するなど，夜間を中心とした警戒力等の向上を図ること。

○　南種子【種子島署】

平成29年３月をめどに，南種子駐在所と茎永駐在所，島間駐在所，西之駐在所を廃止・統合して南種子交番を新設するなど，夜間を中心とした警戒力等の向上を図ること。

２　管轄区域の見直し計画

交番・駐在所等の新設，統合及び廃止に伴い，各施設が管轄する地域の人口・世帯数，事件・事故の発生状況，行政区・学校区との整合性など地域の持つ実情や特性に適応するよう，再編整備が実施される各年度ごとに，交番・駐在所の管轄区域を見直します。

３　人員・装備資機材の配置見直し計画

交番・駐在所等の新設，統合及び廃止に伴い，各施設が管轄する地域の人口・世帯数，事件・事故の発生状況，行政区・学校区との整合性など地域の持つ実情や特性に適応するよう，再編整備が実施される各年度ごとに，交番・駐在所など各施設ごとの人員(定員)やミニパト・バイク，警察署ごとの警ら用無線自動車(パトカー)の配置を見直します。

(1)　人員配置の見直し

各施設ごとの人員の配置については，今後の治安事象の推移を見据えながら，適宜，検討していきます。

(2)　ミニパト・バイクの配置見直し

現在，鹿児島県警察には，交番59施設・所在地12施設(以下「交番等」という。)・駐在所198施設があり，これらには，ミニパト約240台・バイク約350台が配置されています。

交番・駐在所など各施設へのミニパトやバイクの配置については，各地域の治安事象や警戒活動の在り方などを考慮した上で，原則として，

○　交番等

・　ミニパト…２台(配置定員の少ない交番等は１台)

・　バイク　…１日当たりの平均勤務員数を目安に１人１台

○　駐在所

・　ミニパト…１台

・　バイク　…配置人員を目安に１人１台

とします。

(3)　パトカーの配置見直し

現在，鹿児島県警察には，28警察署に約50台が配置されています。

この再編整備の実施に併せ，今後の治安事象の推移等を見据えながら，自動車警ら班の配置人員やパトカーの配置を見直すなど，効果的な治安維持活動の推進等について検討していきます。

第３　地域警察の強化に向けた総合的な取組

「素案」に基づく関係住民の方々への説明においては，交番・駐在所の廃止案に対して，「廃止地域へは警察力が及ばなくなるのではないか。」，「警察と疎遠になってしまうのではないか。」といった意見が寄せられ，これらに対しては，再編整備の趣旨や再編によりもたらされる効果等について説明を行い，多くの方々に御理解をいただいたものと認識しているところです。

一方で，不安を訴える声もあることから，再編整備により強化されることとなる地域警察の効果的運用により，不安を解消するための活動にも取り組んでまいります。

１　交番・駐在所の廃止に伴う住民不安の解消

(1)　廃止施設の利活用

廃止する交番・駐在所に対しては，「急に駐在所がなくなると不安だ。」，「引き続き警察官に住んでもらいたい。」といった声も寄せられていることから，

○　施設の老朽化の程度

○　設置位置や勤務場所との距離

○　入居希望者の有無

などを総合的に検討して，一部の施設を公舎として利活用します。

※　平成24年２月現在，廃止する駐在所95施設のうち，47施設を公舎として利用することについて検討しています。

また，これら以外の施設については，施設の解体等による処分までの間は，パトロール時における活動拠点などとして積極的に活用し，地域住民の不安の解消を図ることとします。

(2)　各種方策の推進

交番・駐在所の廃止に伴い，「警察官のパトロールが少なくなるのではないか。」，「地域を担当する勤務員の顔も分からなくなるのではないか。」などといった声も寄せられていることから，これらの声に対しては，以下の取組を中心として各種方策を推進することとします。

○　「立ち寄り所」の見直し　～　パトロールの強化

県内の交番・駐在所等では，金融機関や学校，コンビニエンスストアなどを「立ち寄り所」として指定して，勤務員によるパトロール時の立ち寄りによる重点的な警戒

活動に取り組んでいます。

この再編整備の実施に伴い，県下一斉に「立ち寄り所」の見直しを行い，地域住民の意見を最大限に尊重するなど，より地域の実情に応じ，より安心感をもたらす，きめの細かい積極的なパトロール活動を推進し，地域における警戒活動の強化に努めます。

○　担当者の確実な告知　～　地域警察官を身近に感じる活動の推進

県内の交番・駐在所等では，担当する地域の家庭や事業所を訪問し，防犯や防災に関する指導，困りごとや警察に対する意見・要望等を伺う「巡回連絡」活動を行っています。

今後の巡回連絡においては，交番・駐在所等の名称や地域を担当する勤務員の氏名，連絡事項等を記載した「連絡用名刺」により自己紹介するほか，訪問時に不在の家庭等に対しては，訪問した日時や交番等の連絡先や勤務員の氏名などを記載した「パトロール連絡メモ」を郵便受に投函することを徹底し，地域警察官が巡回していることを明確にして，地域警察官をより身近に感じられるよう努めます。

○　自治会等地域コミュニティとの連携強化

地域警察官は，自治会等の役員など地域の代表者を中心として緊密な連絡を行うなど，地域との連携に努めています。

この再編整備の実施に伴い，これらの連携を更に強化し，地域における問題や地域住民の意見・要望などの的確な把握，自治会等との協働による地域における問題の解決に向けた活動を強化して取り組むほか，それぞれの地域における各種会合や行事への参加，地元防犯ボランティア団体等との合同パトロール活動など地域と連携した活動の積極的推進に努めます。

このように，地域との親和性や連帯感の向上に配意しながら，地域住民にとって，目に見える形で「あんぜん・あんしん」を提供し，引き続き，地域住民との良好な関係を保持するとともに，その安心感の醸成に努め，「日本一安全な鹿児島づくり」に取り組んでまいります。

２　地域警察官の資質の向上

再編整備により強化された地域警察の体制の機能を最大限に発揮させるため，引き続き，若手警察官を中心として，

○　職務質問技能など現場執行力の向上に向けた教養や実戦的訓練の推進

○　対話能力の向上に向けたベテラン警察官同行による巡回連絡の実施や地域行事等への参加

などに取り組んでまいります。

３　地域における警戒警備力の向上

再編整備による夜間を中心とした警戒体制の強化に併せ，

○　交番・駐在所等における業務の合理化によるパトロールや巡回連絡など所外活動時間の確保

○　昼夜間を問わないパトロールの実施のほか，夜間を中心とした不審者等に対する職務質問の強化

○　パトカーなどの機動力や無線等による通信指令機能をより有効に活用した事件・事故への迅速・的確な対応

など，それぞれの地域の治安情勢等に応じた活動を強化して推進し，警戒警備力の向上に取り組んでまいります。

第４　地域警察体制の不断の見直し

今回の地域警察の体制強化については，この「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備実施計画」に基づき推進していきますが，今後も，鹿児島県警察が直面する警察事象は，県下の社会情勢や県民生活の変化・進展等により変化を続けるものと考えます。

基本計画においても記述したとおり，鹿児島県警察の地域警察の体制が，常に時代の変化に的確に対応し，交番・駐在所の持つ機能が有効に発揮されているか，常に検証を行うとともに，問題が抽出された場合などは，その解消に向けて地域警察の体制を含め，「県民とともに歩む地域警察」を念頭に，その強化について検討・見直しを行い，将来にわたって，県民の皆様に「あんぜん・あんしん」を提供しうる地域警察の在り方を求め続けてまいります。